OECD 及び諸外国における競争評価に関する調査研究

一報告書一

平成 21 年 3 月

総務省行政評価局

委託先:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

♦ ♦ 目次 ♦ ♦

第1	章 OECD	1
1.	「競争評価ツールキット」作成の背景・経緯	1
2.	「競争評価ツールキット」の内容	2
	「競争評価ツールキット」の実際の運営状況・実施体制	
	「競争評価ツールキット」の見直しの状況	
5.	競争委員会における議論	10
6.	取組み動向に対する分析	10
第2	章 英国	12
	RIA の実施動向の概要	
	RIA における競争評価に関する記載の義務化状況	
	ガイドライン、チェックリスト等の記述	
	競争評価の実施例	
_	RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況	
	実施体制	
	取組み動向に対する分析	
第3	章 EC	32
1.	RIA の実施動向の概要	32
2.	RIA における競争評価に関する記載の義務化状況	32
3.	ガイドライン、チェックリスト等の記述	33
4.	競争評価の実施例	39
5.	RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況	45
6.	実施体制	46
7.	取組み動向に対する分析	46
筆 4	章 豪州	48
	RIA の実施動向の概要	
	RIA じ	
	ガイドライン、チェックリスト等の記述	
	競争評価の実施例	
-	RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況	
_	実施体制	
	取組みの特質に対する分析	
••		
	章 総括	
1.	OECD 及び諸外国における取組みの総括	57
2.	日本への示唆	59
/ 公	字	61

第1章 OECD

1. 「競争評価ツールキット」作成の背景・経緯

(1) 事務局・競争部の意向

OECD の「競争評価ツールキット」(2007 年) は、OECD 事務局・経済総局・競争部 (Competition Division) のイニシアティブの下、競争委員会・第2ワーキング・パーティ (Competition Committee, Working Party No.2) における審議を経て開発され、公表 されたものである。

その背景としては、競争部として、①市場における競争促進が生産性の向上に資することへの理解を OECD 加盟国及び非加盟国により一層普及させたいとの意向を有していたこと、及び、②そのためのツールとして「競争評価」(市場における競争状況に対する評価)のガイドラインを策定したいとの意向を有していたことによる。そして②については特に、政府による規制(の導入・改変)が市場における競争を制限してしまう場合があるという実態を踏まえて、規制評価の中にて競争評価を実施するためのガイドラインを作成する意向であった。そのようなガイドラインとして策定されたのが、「競争評価ツールキット」である。

規制がもたらす競争状況への影響を評価すること(規制の競争評価)の事例としては、 豪州にて 1990 年代半ばに大規模かつ詳細な規制の競争影響評価が実施されて合計 1,800 本以上の規制のレビューが実施されたケース、及び英国にて RIA の中で競争評価を実施するケース¹などが当時の競争部によって把握されており、それらを参考として、ガイドラインのあり方が模索された。結果としては、英国の事例が主として参照されて、「簡易なチェックリスト」と「(必要に応じた) 詳細分析」を組合せた 2 段階方式の競争評価方式が志向されることとなった。

(2) 競争委員会 (Competition Committee: CC) における議論

競争評価ツールキットの作成に際しては、事務局・競争部により作成された草案に対して、OECD 競争委員会(第2ワーキング・パーティ)における、非加盟国を交えた討議が行われて、その内容が確定されていった。

^{1 2002~2006} 年まで実施された旧版の「競争フィルター・テスト」。詳細は、第2章を参照。

具体的に、規制の競争評価を既に実施している英国及び豪州から前向きな見解が表明されるとともに、近年になって同様の「競争評価」への取組みを実施し始めている韓国、ブラジル、メキシコなどからもその取組みに対する報告がなされて、それらを踏まえた討議がなされた。

(2) 公共ガバナンス委員会 (Public Governance Committee: PGC) における議論

競争評価ツールキットの策定に際しては、RIA を所掌する公共ガバナンス委員会(事務局としては、行政管理・地域開発総局の規制政策部)でも、討議が実施された。具体的に、同委員会のワーキング・パーティにて経済総局・競争部によるプレゼンテーションが行われ、草案及び競争委員会での審議状況が報告されている(この報告は、計2回実施された)。同委員会においても、「競争評価ツールキット」の開発及びその内容は、全般的に前向きに受け止められていた。

2. 「競争評価ツールキット」の内容

(1)「RIA」の中での「競争評価」

「競争評価ツールキット」²は、規制の導入(改変)が市場の競争状況にもたらす影響の程度を、RIAの中にてその分析プロセスの一環として実施することを想定して策定されている。そして、政府における競争政策所掌部門と RIA 所掌部門とが多くの場合に異なっていることを踏まえて、その架け橋の役割を果たすことが期待されている。

競争政策分析と RIA の間には極めて強い結び付きがあることは明らかである。すなわち、この 2 つの政策ツールの目的が、両者の間の適合性が極めて高いことを示している。OECD「規制の質と実施に関する指導原則(Guiding Principles for Regulatory Quality and Performance)」は、競争に対する影響を検討する作業を、新規及び既存の規制の見直しプロセスの中に組み込むべきであるとしている。しかし、実際には、RIA の実施を所管する部門と競争政策分析の実施を所管する部門は、政府の異なる部門であることが多い。その結果、この 2 つの相互に関係し合う分析を実施するための調整作業が不十分となることが多い。

(中略)

 $^{^2}$ 「競争評価ツールキット」は、日本語版も作成され、OECD の Web にて掲載されている。なお、日本語版が作成されているのは、ツールキットの一部のみ(全 4 章から構成されている内の第 3 章部分)である。

本書は、RIAの実施を担当する政策担当者に競争政策分析における主要な概念と問題点を理解してもらうことを意図しており、そうすることで政策担当者による RIA の一部としての競争政策分析の実施を支援することを目指す。

(資料)OECD「競争評価ツールキット」

(2)「2 段階アプローチ」による評価

競争評価ツールキットは、当時英国にて実施されていた競争評価を主に参考にして開発された経緯があり、その結果として、英国と同様の 2 段階のアプローチによる評価が実施されている。

具体的に、まずは「第 1 段階」として簡易なチェックリストである「競争チェックリスト」による競争状況のテストが実施され、導入(改変)されようとしている規制案が市場の競争状況にどのような影響をもたらすことになりそうかを判断する。その結果として、競争への大きな影響が想定される場合には、「第 2 段階」としてその詳細を改めて分析する、という構成になっている。

第1段階: 「簡易なチェックリスト」

(競争への大きなインパクトが想定される場合には)

第2段階: 「詳細な競争評価」

ただし、「第2段階」の詳細評価については、RIAの中で実施することが想定されている以外は、特に特定の方式・手法を使用することまでは求められていない。ツールキットの後半では、例示として、RIAにて改めて同様の問い(9問から構成される)を用いて分析する試みが紹介されている。これらの問いは、「詳細な競争評価を実施するための簡略手続」として紹介されている。

(3) 簡易なチェックリスト: 「競争チェックリスト」

競争評価ツールキットの第1段階で使用される「競争チェックリスト」は、導入(改変) される規制による市場の競争状況への影響を把握するための「3つの問い」から構成されている。 これらはいずれも、市場に対する「供給者」の状況についての設問であり、当該規制が、 市場の供給者数・供給範囲や特定事業者の競争能力(費用・価格・広告・品質基準など)、 並びに競争に対するインセンティブに与える影響の状況を訊ねるものである。

競争評価の実施のための競争チェックリスト

規制案が以下の3つの効果のいずれかを持つ場合、競争評価が実施されるべき。

(1) 供給者の数又は範囲に対する制限

規制案が次のような場合に該当し得る。

- ある供給者に商品又はサービスを供給する排他的権利を付与する。
- 事業活動の要件として許可、認可又は承認手続を導入する。
- 一部の類型の供給者の商品又はサービスの供給能力を制限する。
- ある供給者の参入又は退出費用を著しく引き上げる。
- 企業の商品若しくはサービス供給、資本投資又は労働供給能力に対して地理的な障壁を形成する。

(2) 供給者の競争能力に対する制限

規制案が次のような場合に該当し得る。

- 商品又はサービスの価格を統制し、又はこれに著しい影響を与える。
- 供給者の商品又はサービスの広告又は営業活動の自由を制限する。
- 一部の供給者に他の供給者に比べて有利な、又は十分に情報を持っている顧客の多くが選択するであろう水準よりも高い製品品質基準を設定する。
- (特に既存業者に新規参入業者と異なる扱いをすることにより、) 一部の供給者の生産費用を他の供給者の生産費用と比べて著しく引き上げる。

(3) 供給者の活発な競争に対するインセンティブの減少

規制案が次のような場合に該当し得る。

- 自主規制又は共同規制制度を導入する。
- 供給者の生産、価格、販売又は費用に関する情報の公開を義務付け、又は促進する。
- 特定の産業又は供給者の集団の事業活動を競争法の適用から除外する。
- 明示的又は黙示的な切替費用を引き上げることにより、商品又はサービスの供給者間における 顧客の移動性を減じる。

(資料) OECD「競争評価ツールキット」

これらの設問の構成についてツールキットでは、「競争制限の主要な一般的な分類を示している」ものであり、「具体的な競争制限の中には、3つの大分類の複数に関係し得るものがあることを認識しておくべきである」としている。またツールキットでは、このチェックリストの掲載に続いて、各設問について詳細な解説を加えている。ここでは、そのエッセンス部分のみを紹介する。

3 つの設問の解説

4.1 供給者の数又は範囲に対する制限

市場への供給能力のある生産者の数を制限する規制は、マーケットパワー3が発生して競争圧力が弱まるというリスクをもたらす。供給者の数が減少すると、供給者間の協力(又は共謀)の可能性が高まる。その結果として競争圧力が低下すれば、消費者の需要に効果的に応じようとするインセンティブやイノベーション4が減少しやすい。すなわち、長期的な意味で経済効率性が損なわれる。また、価格競争が減少すると、消費者から生産者への利益の移転という結果を生む。排他的権利の付与、許可制や認可制の導入、公共調達制度への参加制限は、供給者の数を規制で制限する代表的な3つの形態である。

4.2 供給者の競争能力に対する制限

多数の競争事業者の存在は、しっかりとした競争的な市場の発展にとって十分条件ではない。商品及びサービスの供給者間で競争しようとする強力なインセンティブの存在が不可欠である。規制は、競争法の形態で、様々な反競争的行為(例えば価格カルテルや市場分割)の禁止に重要な役割を果たしている。しかし、規制はまた、供給者の競争能力を大幅に減じることもある。これらの規制は、明らかに価格統制の形態をとることが多い。このほか、規制によって、商品の販売方法や広告方法を制限したり、一部の供給者にとって達成が困難な製品にジュンを設定したりすることもある。競争能力を制限する規制は、これらのほかにも極めて多く、収益やマーケットシェアに関する制限、生産割当などを含む。

4.3 供給者の活発な競争に対するインセンティブの阻害

前節は、供給者の競争機会を減じる規制の作用に焦点を当てたが、規制は、競争に対するインセンティブを減らす作用をもつこともある。一般的に、商品又はサービスの供給者は、市場シェアを自分たちの間で調整することができれば、共謀して潜在的な独占利潤を最大化することが可能である。したがって、生産者間の協力を容易にしたり奨励したりする規制は、活発な競争に対するインセンティブを弱めることとなる。このことは、規制により、価格、費用、生産高など取扱いに注意を要する変数に関する情報の共有が促進される場合によくみられる。さらに、顧客が別の競争事業者に取引先を変更することを実際に難しくする規制も競争圧力を弱める。規制がこのような影響をもたらす危険性は、生産者の団体が規制の立案と実施に大きな役割を担っている場合、より大きいものとなる。

(資料) OECD「競争評価ツールキット」(5頁、11頁、16頁)

^{3 【}ツールキット中の脚注】 供給者のマーケットパワーは、競争的な市場で実現されると思われる水準と比較し、利益を上げるために価格を引き上げ、品質を引き下げ、またはイノベーションを低下させることを可能とする能力である。

⁴ 技術革新など、現状を打破して経済活動を活性化させるような新たな取組み及びその成果

規制は、反競争的な行為を防ぐための重要な役割を果たすと同時に、それと正反対の競争を制限する方向にも作用しうるものであるため、その導入を検討するに当たっては競争評価を実施して、競争制限的な要素を減らすことが重要、との立場からチェックリストが作成されていることが読み取れる。

(4)「詳細な競争評価を実施するための簡略手続」

ツールキットの「第 2 段階」にて詳細な競争評価を実施する方式・手法については、 既述のように、RIA の中で実施することが想定されている以外は、特に特定の方式・手法を 使用することまでは求められていない。その中で、簡略手続として紹介されているのが、 以下である。ツールキットでは、詳細な競争評価として 3 段階があるとしており、それを 確認するための 9 問の問いを用意している。

詳細な競争評価の3段階

◆ 第 1 段階: より広範な RIA プロセスを通じて新たな規制の目的を特定し、その妥当性を確認すること

◆ 第2段階: 既存の競争制限を特定すること。その前提として、市場画定を行うこと。

◆ 第3段階: 代替的政策の選択肢が競争に及ぼす影響を効果を評価し、規制案と比較すること

(資料) OECD「競争評価ツールキット」

詳細な競争評価の簡略手続

- ◆ 規制案が既存業者間の競争に影響を与えるか?
- ◆ 規制が新規業者の参入を妨げる可能性があるか?
- ◆ 規制が価格又は生産に著しい影響を及ぼすか?
- ◆ 規制が市場における商品及びサービスの品質及び多様性に影響を与える可能性があるか?
- ◆ 規制がイノベーションにマイナスの影響を与える可能性があるか?
- ◆ 規制が市場の成長を制限する可能性があるか?
- ◆ 規制が関連市場に重大な影響を及ぼす可能性があるか?
- ◆ 規制の予想される総合的な影響はどのようなものか?
- ◆ 規制案の代替案にはどのようなものがあるか?

(資料) OECD「競争評価ツールキット」

3. 「競争評価ツールキット」の実際の運営状況・実施体制

OECD 事務局(経済総局、行政管理・地域開発総局)では、競争評価(競争評価ツールキット)の活用状況について、英国、豪州、EU、メキシコなどにおける取組みが相対的に良いものであると認識されているようである。このうち、英国・豪州・EU の取組みが OECD の想定するような「RIA の枠組み」及び「簡易な分析視点」を活用した実践であるのに対して、メキシコの取組みは RIA の活用ではなく、(OECD も支援しての)大掛かりな規制改革の枠組みの一環としての詳細な競争評価への取組みである。(なお、英国・豪州・EU の取組みの詳細に関しては、本報告書の第2章以降を参照。)

事務局・競争部では、2008年末に、競争委員会による多様な開発ツール(競争評価ツールキットもその1つ)の加盟国・非加盟国における活用状況に対するアンケート調査を実施しており、その結果を本年2月に取りまとめている。5それによると、「競争評価ツールキット」は、米国、カナダ、デンマーク、イタリア、ブルガリア、ハンガリー、ラトビア、ルーマニア、トルコ、インドネシア、パナマ、南アフリカ、ザンビア、日本などの諸国において、主に競争政策の推進(advocacy)ツールとして、また研修の教材として活用されている状況である。(なお、英国と豪州は、後述のように積極的にこのツールを活用している国であるが、このアンケートには未回答である。)

_

⁵ OECD, "Use of the Competition Committee's Work Product 2008," 2009

「競争評価ツールキット」の活用状況

国名	活用内容
	<競争政策の推進>
ブラジル	〜
カナダ	< 競争政策の推進>
<u> </u>	
<u>デンマーク</u>	<競争政策の推進><研修> ・競争光星の知識羽得か実践への活用
	・競争当局の知識習得や実践への活用。
<u>ハンガリー</u>	<競争政策の推進> ・※中にてのパイロットプロジェクトト」での活用を増売(宝頂せず)
	・省内にてのパイロットプロジェクトとしての活用を模索(実現せず)。
インドネシア	<競争政策の推進> 中国表表のの観音による活用には
	・自国言語への翻訳による活用促進。
<u>イタリア</u>	
	・セミナー、研修などへの活用しており、有用。
	<競争政策の推進>
<u>日本</u>	・競争評価を学習するための参考文書として活用。
	・OECD の日本語版作成を支援。日本語リーフレットは関係省庁に配布。
	<競争政策の推進>
ラトビア	・現行規則及び競争に悪影響を及ぼすおそれのある草案に対する、根拠があ
	り構造上もしっかりした評価手法の確立への活用。
パナマ	<競争政策の推進>
	・評価の考え方・方法の開発
	<研修>
	・RIA ユニットの学習教材として活用。
ルーマニア	・競争協議会により 2006 年に設立された省庁間会議にての競争評価研修へ
	の活用。
	・主要産業の競争状況を強化するのに有用であり、更に活用。
 南アフリカ	<競争政策の推進>
1137 J J/J	・政府職員向けマニュアルの作成。(2008 年 11 月に配布。)
<u>トルコ</u>	<競争政策の推進>
1 // -	・RIA への関心の高い内閣省に、RIA に競争評価を含めるように提案中。
米国	<競争政策の推進>
	・法案に対する競争評価導入に関心のある州政府の立法者への配布。
ウズベキスタン	<競争政策の推進>
フスハイスタフ	・市場分析手法の開発への活用。
	<競争政策の運用・執行><研修>
ザンビア	・自国の「競争評価ガイドライン」作成への活用。
	・競争状況の評価に客観的な基準が確立されており、有用。
	・研修教材として活用。
(答图)OEOD " II	

(資料) OECD," Use of the Competition Committee's Work Product 2008," Feb. 2009

⁽注 1)国名のアルファベット順に掲載。下線は、OECD 加盟国を示す。

⁽注 2) ラトビア、ウズベキスタンは、〈研修〉への活用として上記表中の・以降に記した内容を回答しているが、その内容から判断して、筆者が〈競争政策の推進〉として整理しなおしている。

なお、競争評価ツールキットを活用した RIA の枠組みによる競争評価への取組みに関して、RIA の活用促進を担う事務局・規制改革部は、既述のように基本的に前向きの見解を示す一方で、多少の懸念も示している。それは、RIA の「クリスマス・ツリー化」への懸念である。RIA の枠組みは、規制案の意思決定プロセスと連動している点で評価手法としての使い勝手が良く、それを反映して、経済・社会・環境など様々な観点からの「チェックリスト(テスト)」が RIA の枠組みに付加されがちである。例えば、RIA に積極的に取組む英国などでその端的な事例を見ることができる。6このことは一見、効果的・効率的に見えるが、実際には多様な視点の「チェックリスト(テスト)」が組み込まれることで、一貫性のある分析が難しくなるとともに、それらを実施する政策担当者の負荷も増大することとなり、結果として RIA の分析の質そのものが低下しかねないとの懸念を生んでいるのである。この様々な観点からの「チェックリスト(テスト)」の主要な構成要素として「競争評価」も位置付けられることから、このような懸念がもたれている。

4. 「競争評価ツールキット」の見直しの状況

2008 年秋以降、OECD 事務局・競争部では、「競争評価ツールキット」の改訂作業に着手しており、その草案が競争委員会に報告されて審議されている状況である。今後数ヶ月のうちに、成案を得る見通しとなっている。この改訂作業は、ツールキットの策定当初から、ツールキット公表後数年間の加盟国の実施動向等を踏まえて実施すべきこととして、想定されていたものである。7

具体的には、競争委員会における英国・豪州などの指摘を踏まえて、主として競争評価に「消費者」の視点を追加するための作業が実施されている。当初版のツールキットからの大幅な変更がなされるのではなく、消費者に関する章が新たに追加される方向での検討が進められている。そこでは、市場における消費者の「選択」「移転費用」「選択に有用な情報」についての説明が付け加えられようとしている。

「競争評価ツールキット」改訂の視点

◆ 「競争評価ツールキット」が消費者の視点を重視していることを強調すること。特に、市場の機能を検討するには需要者の視点からも市場分析をすることが不可欠であり、そのためのツールを開発すること。

⁶ 様々な担当者が思い思いのテストをぶら下げやすいことからの類推で、「クリスマス・ツリー化」と称されるようである。

^{7 「}競争評価ツールキット」の表紙に、Version 1.0 と明記されているのはそのためである。

- ◆ ツールキット活用者の理解状況を踏まえて、競争が如何に消費者に便益をもたらすのか についての議論を、一層強調すること。
- ◆ 「競争評価ツールキット」が如何に機能しうるかを示すために、より具体的な事例を示すこと。

(資料) OECD 資料

5. 競争委員会における議論

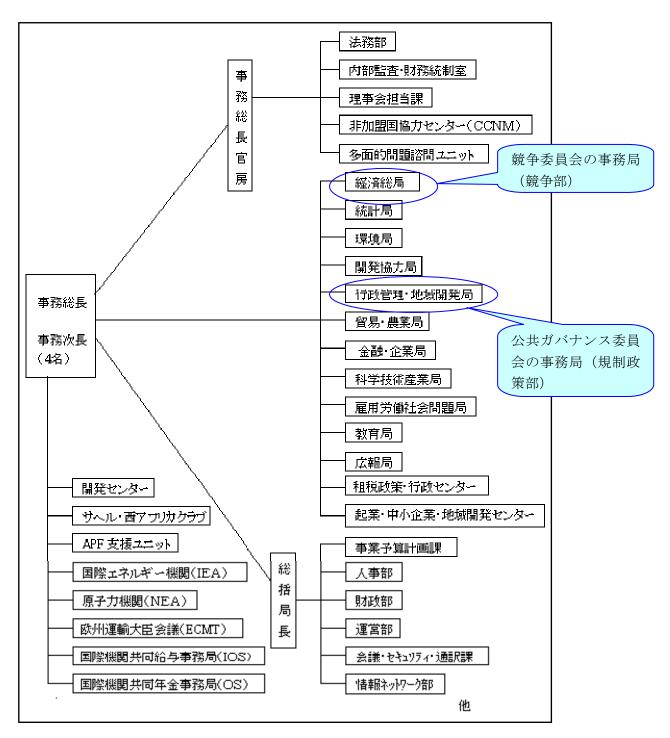
OECD 競争委員会では、競争評価ツールキットの作成段階、及び見直し段階にて議論が 展開されている。その主要かつ具体的なものは、上記1.~4.の中にて概説しているとおり である。

6. 取組み動向に対する分析

OECD 競争評価ツールキットは、「2段階アプローチ」というその簡易で実務的な枠組みであるとの特徴ゆえ、策定後の2年間で既に多くの加盟国・非加盟国で活用されたり参照されるに至っている。

その一方で、詳細な競争評価を実施する必要がある場合に、RIAの枠組みの中でどのように実施すれば良いのかについて、ツールキットは具体性に欠けている部分があり、各国・機関にて取組む際に工夫することが求められる。また、事務局内部にて懸念されているクリスマス・ツリー化に対する明確な回答も現時点ではまだ用意されていない。

(参考) OECD 事務局の機構図及び競争評価の関連部局



(資料) 外務省ホームページに掲載されている OECD 事務局機構図に、筆者が加筆した。

第2章 英国

1. RIA の実施動向の概要

英国では、公共・民間セクター、慈善団体、ボランティア組織、中小企業に影響を及ぼ しうる全ての法律・下位法令を対象として、RIA が実施されている。

英国における現行の RIA は、影響分析(Impact Assessment: IA)であり、2007 年に制度改訂されたものである。8前回の 2002 年の改訂からの数年間の実践経験を踏まえて、内閣府(Cabinet Office: CAO)などが密接に関与して質を維持してきた制度から、各省による自主的な質の管理による制度へと移行されている。併せて、制度の所掌が CAO からビジネス・企業・規制改革省(Department for Business, Enterprise & Regulatory Reform: BERR)の規制改善局(Better Regulation Executive: BRE)へと移管される共に、その名称も RIA から IA に変更されている。

2. RIA における競争評価に関する記載の義務化状況

(1) 旧 RIA 制度における「競争評価」

RIA における競争評価は、2002 年に制定された旧 RIA 制度にても、実施が要請されていた。当時の英国では、RIA 作成過程の中で、全ての規制案について、競争評価を実施することが義務付けられていた。当時の競争評価は、全体が 2 段階(「簡易評価」「詳細評価」)から構成されていた。まず「簡易評価」として、RIA 作成過程の初期段階(Initial 版作成段階)において、規制案について、9 問から構成される「競争フィルター・テスト」を実施して、影響を受ける市場、各市場の特性、市場への想定外の影響が分析されることとなっていた。

「簡易評価(競争フィルター・テスト)」

質問	回答
問 1: (規制の影響を受ける市場において) 10%以上の市場シェアを占	はい・いいえ
める企業はあるか。	1901.0101%
問2: (規制の影響を受ける市場において)20%以上の市場シェアを占	はい・いいえ
める企業はあるか。	1301.01012
問3: (規制の影響を受ける市場において)上位3つの企業の市場シェ	はい・いいえ

_

⁸ 英国における現行のIA制度の概要については、弊社が総務省より受託した以下の調査研究報告書を参照。 「諸外国における RIA の質の向上のための機能に関する調査研究」(平成 19 年 3 月)、「諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究」(平成 20 年 3 月)。

質問	回答
アの合計は 50%以上になるか。	
問 4: 規制導入コストは、ある特定の企業に対して大きな負担を強いる	はい・いいえ
ものではないか。	1301 01012
問 5: 規制はマーケットの構造に影響を与える可能性はあるか。市場内	はい・いいえ
の企業数に影響するか。	1001.01012
問 6: 規制の導入は、新規参入企業や潜在参入企業のみが負担を強いら	はい・いいえ
れるセットアップコストの高騰をもたらすものではないか。	1001.01012
問7: 規制の導入は、新規参入企業や潜在参入企業のみが負担を強いら	はい・いいえ
れる運営コストの高騰をもたらすものではないか。	1001 01012
問8: 当該規制が対象とする市場は急激な技術変化の影響を受けるか。	はい・いいえ
問9: 規制は企業の価格、品質、流通等の選択肢を規制するものか。	はい・いいえ

(資料) CAO (2003), "Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment" (和訳は、財団法人行政管理研究センター「規制評価のフロンティア ー海外における規制影響分析(RIA)の動向—」(2004)による。)

この簡易評価の結果、「はい」の回答数が「いいえ」の回答数を上回る場合には、規制案の特性に応じた「詳細評価」の実施が要請された。

「詳細評価」

- ○詳細評価において行うこと
 - ・想定されるすべての影響を分析(関連するセクター等への影響を含む)
 - ・上記の影響は競争に影響するものかどうかを分析
 - ・各代替案を競争に与える影響の観点から比較分析
- 〇一般的な詳細評価の手順
 - ・規制の導入によって影響を与える市場の特定化
 - ・対象に特定した市場の現在の競争状況、性質の分析
 - ・規制導入による市場への影響を分析
- ○詳細評価に必要な情報を収集するためには、コンサルテーションの実施が必要である。
- (資料) CAO (2003), "Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment" (和訳は、財団法人行政管理研究センター「規制評価のフロンティア ー海外における規制影響分析(RIA)の動向一」(2004)による。)

このように、旧 RIA 制度(2002 年)でも、「競争フィルター・テスト(9 問)」及び「詳細評価」による競争評価が義務付けられていた。しかし、各省において「競争フィルター・テスト」の問いに適切に回答することが難しい状況であったため、2007 年の制度改訂のタイミングで簡略化されることとなった。例えば、市場シェアの値を正確に把握すること、特に他社の状況を把握することは非常に難しく、また市場の定義そのものにも大きく左右されてしまうため、問 1~3 への正確な回答が現実的ではないケースが多発していた。

(2) 現行 IA 制度の下での「競争評価」

現行の IA 制度の下でも、「競争評価」は、IA の一部を構成する影響分析であり、全ての IA にてその実施が義務付けられている。また、「簡易評価」「詳細評価」の 2 段階にて構成 される点も、旧制度と同一である。しかし、双方の段階にて用いられる問いが(後述する ように)簡略化されたこと、IA の様式が定められたことを受けて競争評価の実施も様式化 されたこと、などが旧制度とは異なっている。

IA の実施に際して、まず「要約(summary)」欄における「競争状況へのインパクト」欄のチェック(はい・いいえ)を、「競争評価ガイドライン」(4 つの問い)に照らして回答する必要があり、その結果概要を、「根拠(Evidence base)」欄に記入こととなっている。その際、「いいえ」の時には簡潔な説明を行って9、また「はい」の時には再度「競争評価ガイドライン」(4 つの問い)に従って、詳細な記述を行う。必要に応じて、「別添(annex)」欄も活用して記述する。(下記、競争評価の実施フロー及び IA の様式を参照)

For each policy option... What markets might be affected? Filter questions: Could the proposal... If you suspect yes to one or more filter qs then... Directly limit suppliers? Conduct full comp Indirectly limit suppliers? impact assessment -Reduce ability to compete? see OFT guidelines Reduce incentives to compete? Contact OFT for advice on any complex issues If no to all, then full impact Send Impact assessment not required Assessment to OFT advocacy team If not sure, contact **OFT advocacy team**

「競争評価」の実施フロー(「2段階」アプローチ)

⁽資料) OFT

⁹ 実際には説明がない事例も存在する。

Impact Assessment の様式 (1)

Summary: Intervention & Options				
Department /Agency:	Title: Impact Assessm	ent of		
Stage:	Version:		Date:	
Related Publications:				
Available to view or download at: http://www.				
Contact for enquiries:		т	elephone:	
What is the problem under consid	aciauoii: vviiy is gove	anment merve	muon necessary ?	
What are the policy objectives and	d the intended effects	s?		
What policy options have been c	onsidered? Please ju	stify any prefer	rred option.	
When will the policy be reviewed to desired effects?	to establish the actua	l costs and ber	nefits and the achievement of the	
Ministerial Sign-off For SELECT	STAGE Impact Assessm	ents:		
I have read the Impact Asso evidence, it represents a re leading options.			iven the available benefits and impact of the	
Signed by the responsible Ministe	er:			
			Date:	

Impact Assessment の様式 (2)

Summary: Analysis & Evidence										
Pol	icy Option:		Descrip	tion:						
	ANN	IUAL COST	S	Description and	scale of key r	nonetised o	costs by 'mai	n		1
	One-off (Transition)	Yrs	affected groups'						
	£	•								
COSTS	Average (excluding of	Annual Cos	st							
၀	£	•			Tota	l Cost (PV)	£			
		/ non-mone	tised c	osts by 'main affec		1 000t (1 v)	~			
				•						
										<u> </u>
	ANNU	IAL BENEF	ITS	Description and affected groups'	scale of key r	nonetised b	cenefits by 'r	nain		
	One-off		Yrs	anected groups						
(0	£									
BENEFITS	Average (excluding of	Annual Ber	nefit							
BEN	£				Total B	enefit (PV)	£			
Ke	y Assumpti	ons/Sensitiv	rities/Ris	ks]
Pri Ye:	ce Base	Time Perio	od N	et Benefit Range	(NPV)	NET BEN	NEFIT (NPV Be	st estimate)		
		1 0 0 10 0				_	Т]
				of the policy/option	?					
		will the police sation(s) will	•							
		. ,		forcement for these	e organisation	ns?	£			提議
				ampton principles?			Yes/No			旋蛾競争
Will implementation go beyond minimum EU requirements? Yes/No 重大										
What is the value of the proposed offsetting measure per year? £ 響を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										
		•	•	eenhouse gas emi			£			か」と
Wi	Il the propos	sal have a s	ignificar	t impact on compe	etition?		Yes/No			いに、
Annual cost (£-£) per organisation (excluding one-off) Micro Small Medium Large にて回答										
Are	any of the	se organisa	tions ex	empt?	Yes/No	Yes/No	N/A	N/A		
Im	pact on Ad	min Burde	ns Base	eline (2005 Prices)			(Increase - D	ecrease)		
Inc	rease of	£	D	ecrease of £	N	et Impact	£			
				Key: Annua	I costs and be nef	its: Constant Pr	rices (Net)	Present Va	lue	

Impact Assessment の様式(3)

Evidence Base (for summary sheets)

[Use this space (with a recommended maximum of 30 pages) to set out the evidence, analysis and detailed narrative from which you have generated your policy options or proposal. Ensure that the information is organised in such a way as to explain clearly the summary information on the preceding pages of this form.]

<Click here and type, or double click to paste in this style. Format using EB styles.>

えらにに明はは問じにののも、そをい、4いて記ど場このすのつに詳述。

はい・いい

Specific Impact Tests: Checklist

Use the table below to demonstrate how broadly you have considered the potential impacts of your policy options.

Ensure that the results of any tests that impact on the cost-benefit analysis are contained within the main evidence base; other results may be annexed.

Type of testing undertaken	Results in Evidence Base?	Results annexed?	
Competition Assessment	Yes/No	Yes/No	「競争評
Small Firms Impact Test	Yes/No		価」を実施 したか、そ
Legal Aid	Yes/No	Yes/No	の説明は
Sustainable Development	Yes/No	Yes/No	、どこ(本文 の根拠欄
Carbon Assessment	Yes/No	Yes/No	もしくは 別添)に記
Other Environment	Yes/No	Yes/No	述されて
Health Impact Assessment	Yes/No	Yes/No	いるか、を 示す。
Race Equality	Yes/No	Yes/No	
Disability Equality	Yes/No	Yes/No	
Gender Equality	Yes/No	Yes/No	
Human Rights	Yes/No	Yes/No	
Rural Proofing	Yes/No	Yes/No	

現行制度の下では、少なくとも上記の IA の様式の 3 箇所にて、競争状況について直接的に言及することが求められている。

なお、特に競争状況に対しての重大な影響が想定される場合には、IA の根幹部分である「費用便益分析」欄にも、競争状況についての分析が含まれることとなる。そのような場合には、IA の様式上にて求められる「競争評価」と、実質的に実施される「費用便益分析」との間に、分析対象と内容についての重複が発生しうる。このことは当然のことながら、競争政策を担当する公正取引局(Office of Fair Trading: OFT)及び会計検査院(National Audit Office: NAO)にも十分に認識されている。しかし、提議案を検討している各省の行政職員が、提議案が市場競争にもたらしうる影響を、意思決定者(議会)や利害関係者に対して分かりやすく明快に示すことがより重視されており、現状程度の重複可能性は致し方ないと考えられている模様である。10

18

¹⁰ ヒアリング調査。

3. ガイドライン、チェックリスト等の記述

競争評価については、IA についてのガイドライン及び競争評価についてのガイドラインの双方にて言及がある。

坟	名称等			
象				
IA	Impact Assessment Guidance (2007)	BRE		
IA	URL: http://www.berr.gov.uk/files/file44544.pdf			
競	Completing competition assessments in Impact Assessments,			
争	Guidance for policy makers (August, 2007)	ОҒТ		
評	URL:			
価	http://www.oft.gov.uk/shared_oft/reports/comp_policy/oft876con.pdf			

(1) IA ガイダンス (Impact Assessment Guidance)

BRE が 2007 年に策定した「IA ガイダンス」には、競争評価について、簡潔な説明のみがなされている。具体的には、第 42 パラグラフにて、検討されている政策案が、市場参入の困難さ、競争圧力の減少をもたらすか否かを検討することを求めている。(なお、このガイダンスは、競争評価についてのみが簡潔に言及されているのではなく、全体として 52 パラグラフ<10 頁>から構成される簡潔なガイダンスである。)

42. 提議案(proposal)は、競争に重大な影響を及ぼすか?: 当該政策案が、「新規・既存企業が市場参入するのを困難にするか否か」「市場における競争圧力を減少させるか否か」を特定すること。OFT が策定した競争評価ガイダンスを参照して、異なる政策案がもたらす競争への影響を検討すること。「ツールキット」11も参照すること。もし当該政策案に補助金も含まれる場合には、OFT のガイダンス12を参照して、補助金による競争状況への影響も測定すること(詳細は、「ツールキット」の「影響を受ける市場の特定」欄を参照のこと)。

(資料) BRE, "Impact Assessment Guidance," 2007

¹¹ BRE の Web に掲載されている IA の「ツールキット」のこと。

¹² OFT, "Guidance on how to assess the competition effects of subsidies," January 2007 のこと。

(2) 競争評価ガイドライン (Completing competition assessments in Impact Assessments, Guidance for policy makers)

2007 年に OFT が策定した「競争評価ガイドライン」には、「簡易評価」「詳細評価」の 双方に用いるチェックリストとして、以下の 4 つの問いが示されている。そしてガイドラ インの後段にて、それぞれについての詳細な解説が付されている。

英国の「競争評価ガイドライン」におけるチェックリストの特徴は、OECD による「競争評価ツールキット」の問いとほぼ同様の構成・表現が用いられていることである。OECD ツールキットにおける 3 つの問いの第 1 問(供給者の数又は範囲に対する制限)が、英国では 2 つの問いに分割され、「直接的な制限」「間接的な制限」となっている点以外は、問いの英語表現も同様である。

このような類似表現が用いられている背景としては、英国における 2007 年の制度改訂 (RIA 及びその中での競争評価) に際して、その当時作成過程にあった OECD「競争評価 ツールキット」の内容が参照されたためである。

競争評価ガイドライン

1. 供給者の数又は範囲を直接的に制限するか? (第4章)

これは提議案が以下の要素を含む場合に起こりうる:

- 供給の排他的権利の付与
- 唯一の、あるいは限定された供給者グループからの調達
- 許認可の手続の創設
- 供給者数の一定の制限(割当)

2. 供給者の数又は範囲を間接的に制限するか? (第5章)

これは提議案が以下の費用を実質的に上昇させる場合に起こりうる:

- 既存供給者と比較した新規供給者の費用
- 一部の既存供給者の費用(他者との比較)
- 影響を受ける市場への参入や退出の費用

3. 供給者の競争能力を制限するか? (第6章)

これは提議案が以下の要素を含む場合に起こりうる:

- 以下の統制、あるいは実質的な影響
 - -供給者が設定する価格
 - -供給された製品の性質 (例えば最低品質水準の設定などによる)
- 新製品の導入や既存製品の新方法での供給を実現する革新の機会の制限
- 供給者が利用可能な販売チャンネルの制限、若しくは供給者が展開可能な地域の制限
- 供給者が彼らの製品を広告する能力の実質的な制限
- 供給者が自らの製品の製法や組織形態を決定する自由の制限

4. 供給者の活発な競争に対するインセンティブを減少させるか? (第7章)

これは提議案が以下の要素を含む場合に起こりうる:

- 供給者の競争法の適用からの除外
- 知的財産権の枠組みの導入・改変
- 価格・費用・販売・生産高などの情報の競争者間の交換や公開の要求又は促進
- 競争者間での移動に対して顧客が負担する切替費用の増大

(資料) OFT, "Completing competition assessments in Impact Assessments, Guidance for policy makers," 2007

(3) ツールキット

2007 に、IA ガイダンスを簡潔な文書に改める際に、BRE は、上記(1)のガイダンスに加えて、各省による IA の実施にかかる実務的なヒントや参照情報を「ツールキット」として取りまとめて、Web に掲載している。

【ツールキットの URL】

http://www.berr.gov.uk/whatwedo/bre/policy/scrutinising-new-regulations/preparing-impact-assessments/toolkit/page44199.html

その中には、「競争評価」についてのページもあり、以下の観点からの簡潔な説明がなされている。

- ◆ OFT「競争評価ガイドライン」を用いて市場における競争状況への影響を評価すること
- ◆ その結果は、IAの「要約:分析と根拠」ページにて説明すること
- ◆ 競争への影響がある場合には、(本ページのヒントを参照して)「影響を受ける市場の特定」を行うこと
- ◆ 政府による「補助金」も、市場の競争状況に影響を及ぼす可能性があり、OFT のガイドラインを参照して分析を実施すること

【競争評価ページの URL】

http://www.berr.gov.uk/whatwedo/bre/policy/scrutinising-new-regulations/preparing-impact-assessments/toolkit/page44260.html

4. 競争評価の実施例

以下、現行制度の下で実施された競争評価の事例(2事例)の概要を紹介する。

現地調査におけるヒアリングによると、最終的に公表されている IA では、提議案を否定するような競争評価が実施されているようなケースは少ないとのことである。これは、市場における競争状況に悪影響を及ぼすような提議案は、その検討過程において元々の内容が修正されていき、併せて競争評価の内容及び表現についても、IA 作成プロセスの中で時間をかけて検討されていくためである。(全く同様の指摘は、後述する EC でもなされている。)

(1) 事例 1

〈タイトル〉

「汚染された土地の浄化」政策における産業廃棄物の埋立てに係る「埋立てごみ処理税 (landfill tax)」適用除外の撤廃についての IA

<URL>

http://www.hmrc.gov.uk/ria/sub-order-annxc.pdf

く実施省庁>

歳入・税関局(HM Revenue & Customs)

<時期>

2008年9月

く概要>

汚染された土地の浄化を促進するために、浄化後の産業廃棄物の埋立てについて 1996 年から免税措置を実施してきた。しかし、この措置により産業廃棄物の埋立てが増加する 結果となった。技術の発展により産業廃棄物の浄化や、浄化後の物質を実用的な用途に再利用することが可能になったため、当該免税措置の撤廃を検討することとなった。

政策目標は、汚染された土壌の浄化を長期的に支援することと産業廃棄物の埋立てによる環境汚染を減少させることである。当該免税措置は、後者の目標達成の障害となっている。そのため、「何もしない(do nothing)」という代替案は適切でないとしている。代替案として、免税措置を特定の期日までに撤廃、一定期間内で徐々に撤廃という2つの案が

検討されている。

<競争評価>

- 提議案(proposal)は、競争に重大な影響を及ぼすか?: いいえ
- 説明(根拠欄):

以下の項目に該当しないため、今般の変更により競争への悪影響が及ぼされることはない。

- ・供給者の数又は範囲を直接的な制限
- ・供給者の数又は範囲を間接的な制限
- ・供給者の競争能力の制限
- ・供給者の活発な競争へのインセンティブの減少

実際には、今般の変更は、汚染された土地における産業廃棄物の異なる扱いの間の競争を促進する効果がある。適用除外措置により、産業廃棄物が埋め立てられることが促進されてきたが、今般の撤廃措置によりそのような社会費用が発生せずに回避しうるような方向となる。

(2) 事例 2

〈タイトル〉

スマートメータリング13の国内消費者及び小企業への展開にかかる IA

<URL>

http://www.berr.gov.uk/files/file45794.pdf

く実施省庁>

ビジネス・企業・規制改革省(BERR)

<時期>

2008年4月

¹³ スマートメーターとは、単に電力量計の電子化や機能の高度化を指すだけではなく、それに付随して発生するメーター・事業者間における双方向通信の仕組みや、電力会社における業務改善、顧客サービスの多様化など、スマートメーターの導入を契機としたあらゆる仕組みの変革のことを指す。(IBM 資料より: http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g71101c04j.pdf)

く概要>

消費者がエネルギーを使用する際に、情報不足により使用量や費用、炭素の排出削減を 考慮した上での判断ができない状況にある。料金等の情報の正確性にも問題があるため、 料金をめぐる苦情や供給プロセスの変更に関する問題が発生し、供給業者、消費者双方に 追加的な費用をもたらしている。このことは競争の阻害要因になっている可能性がある。 スマートメーターを導入することによって、正確でタイムリーな情報の提供が可能になり、 消費者及び供給業者の意思決定が改善されることが期待される。

当該措置の目的は、消費者のエネルギー使用に関する情報提供を改善することにより、 エネルギー効率を向上し、炭素の排出削減につなげることである。また、当該措置は EU の エネルギーサービス指令に基づく政府の措置義務(国内適用)にも対応している。

<競争評価>

代替案 1~3 は定量評価を実施し、競争影響の有無についても一定の書式に従って記述している。代替案 4~6 については、定性評価のみ行っており、同様の書式に基づく記述はない。

○ 提議案 (proposal) は、競争に重大な影響を及ぼすか?: オプションによって異なる。

代替案	概要	競争影響
1	スマートメーターを導入せずに、請求・情報アクセスを改善する	いいえ
2a	自動メーター・マネジメントの 10 年間導入	はい
2b	自動メーター・読み取りシステムの 10 年間導入	はい
2c	スマート・ボックス(自動メーター・読み取りと同等の技術)の	
	10 年間導入	
2d	自動メーター・マネジメントの新規導入及び取り換え	はい
3	自動メーター・マネジメントの地域フランチャイズ市場への導入	はい
小企業	参照	はい

○ 説明:

競争の意義、競争評価についての全体評価のほか、各代替案について、定性評価の中で 競争とイノベーションへの影響に関して記述している。

競争の意義

・ スマートメーターの導入は、エネルギー供給市場における競争を促進する効果を有する。正確で信頼に足るデータが消費者に提供されることとなり、消費者による供給業者

の選択・変更が容易になる。消費者がより条件のよい取引先を求めるようになることによって、価格が低下する。加えて、エネルギー・サービス企業が国内の小規模市場に参入する機会が生まれ、新サービスの提供につながる。ひいては、供給業者の業績及び「顧客体験」の向上をもたらし、供給業者のイノベーションや顧客参加を促進する。

競争評価

- ・ 英国の電気・ガス事業者、メーター製造業者などが直接的に影響を受けることとなる。 また、エネルギーサービスや広範なスマートホームサービス¹⁴の提供にも影響が及ぶ。
- ・ 国による補助金や支援は発生しない。
- ・ 現行の競争市場枠組みの下でメーターを提供することは、競争に反するような影響をも たらさない。供給業者は、現在と同様に、メーター製造業者やサービス業者と個別に取 引を行うであろう。取引先とメーター設置に関する協力を行う可能性もある。これは、 費用の観点からすれば望ましいことではあるが、競争に対して影響を及ぼす可能性があ り、想定外の結果とならないように慎重な検討が必要である。
- ・ 早期の展開を行った場合、小規模事業者が大規模事業者と同水準の費用で備品やサービスを獲得できないと、小規模事業者が不利になることが問題である。また、資源(特に設置サービス)は希少であるため、費用が増加し、小規模事業者に相対的に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・ エネルギー供給者のメーター製造業者との現行の契約慣行を見直して、地域ごとにメーターが提供されるような仕組みにすることは、注意深い検討が必要である。これは、競争法への準拠が必要な内容である。入札において、規模と範囲の経済をもたらすことができる大規模メーター事業者が有利になる可能性がある。またガバナンスの観点でも問題があり、消費者保護のために規制当局による監視が必要になる。
- ・ 供給者(メーター製造業者、計測事業者)の「競争能力」の分析を行うことは難しい。 これらの市場は既に開放されており、若干の構造変化がもたらされている。しかし、大 規模な業界以外においては、大半の契約が地域独占の配電事業者及びそれらの支社、全 国高圧送電線網のものになっており、根本的な変化にはなっていない。
- ・ 地域フランチャイズモデルによる競争の減少と新規参入の阻止によって、小規模事業者 が不利益を被るかどうかが課題となる。共同調達の調整が、小規模事業者にとって不必 要な費用をもたらしたり、不適切な技術や契約を課したりすることがないようにしなけ ればならない。
- ・ 消費者は、エネルギー消費データを入手することができ、それらを第三者に提供する権利も得ることから、エネルギーサービス市場は全ての事業者に開放されることになる。 エネルギーサービスやスマートホームサービスの影響は市場構造やガバナンスの観点から考慮する必要がある。

¹⁴ 外出先から電源を入れたり切ったりすることができる家電や天気に連動して作動するボイラー等。

代替案 1:スマートメーターを導入せずに、請求・情報アクセスを改善

· 現在の競争状況を悪化させることにはならない。

代替案 2a-d: 既存の市場構造の中でスマートメーターを展開

・ 既存の市場フレームワークの発展形であり、計測市場における競争及びイノベーション を向上させるか、少なくとも現在の水準を維持する。

代替案3:自動メーター・マネジメントの地域フランチャイズ市場への導入

・ この案は、一時的に地域における独占事業者を数多生み出し、市場構造を大きく変化させることが想定される。フランチャイジー15はサービスの展開に責任を持ち、リスクのほとんどを引き受けることになるが、これは究極的には顧客に転嫁される。競争やイノベーションが起きる要素は多少あるものの、結果的には競争は減少する方向となる。

代替案4:配電ネットワーク事業者又はガス配送ネットワーク事業者を通じて展開

・ 既存の市場環境に大きな変化をもたらす。特に小規模事業者への影響が大きく、イノベーションに対するインセンティブがなくなるほか、社員の移籍に関する問題ももたらす。競争圧力がなくなるため、効率性が低下する。また、展開する際に単一の技術のみが選択されてしまうというリスクもある。

代替案 5: インフラ提供事業者による 10 年間の展開

・ インフラを提供する事業者は競争的手順によって選定されるが、その後は独占的地位を 占める。競争の欠如によって潜在的に高コストになる可能性があり、規制的手段をとる 必要性が生じる。一方、計測市場には競争が残るため、イノベーションのインセンティ ブも残ることになる。いずれかの時点で、法律、規制、財務の課題について検討し、新 規のインフラ提供事業者を創出することが必要である。

代替案 6: 間接的政府指令

・ 法的アプローチ。どの程度の義務付けが行われるかによって競争への影響も異なり、他 の代替案の分析と共通する部分が生じる。

¹⁵ フランチャイズ契約の一方当事者。フランチャイザーからノウハウ、設備等の提供を受けてサービスを提供する主体。

5. RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況

(1) RIA の事前評価、メタ評価実施状況

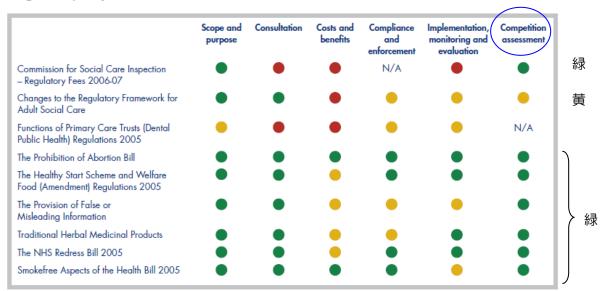
2007年のIA制度の改訂により、IA及び競争評価の質の確保については、旧制度下での中央での管理(CAOによる事前精査、OFTによる事前精査)から各省の自主管理(主席経済分析官、大臣の署名)へと移行されている。各省のRIA実施経験の積み重ねと、CAO/OFTの人的資源の少なさからそのように変更された。(現在、OFTの競争アドボカシー・チームは4名体制であり、その内の1名が、各省からの競争評価についての問合せ・相談に応じている。)このように、英国では現在IAの事前評価は実施されておらず、実施されているのは、NAOによる年次の「メタ評価」のみである。

(2) NAO によるメタ評価

NAO が年次で実施している RIA のメタ評価の中では、2006-07 年度評価にて、競争評価も取り上げられている。ここでは、2 省による RIA19 事例をサンプルとして、RIA(旧制度)の主要なコンポーネントごとの実施状況を「信号機」型で3色にて評価している。「緑」は評価の質が確保されていること、「黄」は質の高い部分と改善が必要な部分が混在していること、「赤」は評価中に本質的な欠陥があること、をそれぞれ示している。具体的には、競争評価については、旧版の「競争フィルター・テスト」について、2省(保健省(Department of Health)、コミュニティ・地域政府省(Department for Communities & Local Government))の19事例を評価しており、OFTにも照会をかけた上で「概ね良好」<12事例にて必要な分析がなされている>との判断をしている。

NAO のメタ評価(保健省(上)、コミュニティ・地域政府省(下))

Department of Health – Traffic Light Assessment of Regulatory Impact Assessments



Department for Communities and Local Government – Traffic Light Assessment of Regulatory Impact Assessments



(資料) NAO, "Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2006-07," (2007)

上記に続く、2007-08 年度報告では、競争評価の項目はあるが、具体的な指摘はなされていない。

NAO によると、現行の新しい制度による 2 年間の経験の結果、再び(中央管理での)何らかの方法による IA の「質の確保」策が必要と認識しており、今後は NAO としても、個別の IA の精査を強める方向性にて検討中とのことである。

なお同様に、OFT も現在は「競争評価」の質の管理を重視しており、今後、個々の競争評価の実施内容の監視(oversight)を強化する意向である。同局の IA のサンプル分析を踏まえると、「競争評価」(詳細評価)を実施すべきなのに実施していない事例が存在していることを踏まえての意向である。

6. 実施体制

すでに言及しているように、「IA」制度の所掌は BRE、その中の「競争評価」制度の所掌は OFT である。英国では、OECD「競争評価ツールキット」も指摘するように、IA の所掌 部署と競争評価の所掌部署は異なっている。(BRE の機構は下記を参照。)

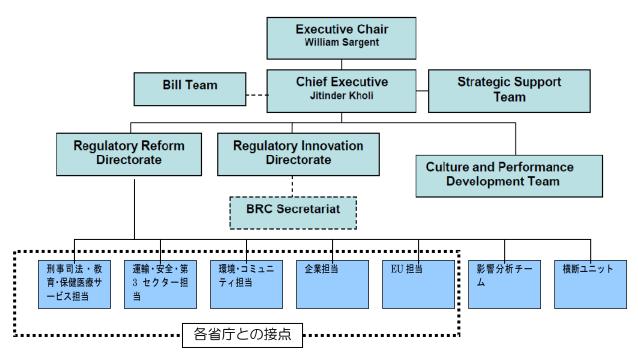
しかし現行制度の下では、IA・競争評価の実施内容及びその質の確保については、各省に任されている状況であり、上記のいずれの機関もその詳細について把握していない。

なおヒアリング調査によると、「競争評価」部分を含めて、IAの作成は、実務的に提議提出省庁の「より良い規制チーム」に在籍する省庁エコノミスト(経済学の修士)が中心となって作成することが多いとのことである。省により在籍人数は異なるが何れも数名の規模である。

7. 取組み動向に対する分析

IA の中で独立したチェックリストとして競争評価を実施することは、詳細な評価が必要でない場合には、その手順が省略でき効率的である反面、上記のような重複が生じる場合もありうる。また、回答の根拠が曖昧なままでもチェックリストに回答できる仕組みであることも、評価の質を確保する観点からは改善の余地があると考えられる。

BRE の機構図



(資料)「諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究」(平成 20 年 3 月)を基に作成。 元の資料は BRE 公表資料およびヒアリング結果を基に作成。

第3章 EC

1. RIA の実施動向の概要

欧州連合(European Union: EU)の事務局機能を果たす欧州委員会(European Commission: EC)では、規制を中心として、経済的・社会的及び環境上の影響を及ぼす可能性のある政策案を対象として、1年以上の時間をかけてRIAが実施されている。

2009 年 1 月に、EC における影響分析(Impact Assessment: IA)ガイドライン(2005 年版)が改訂され、新しい版が公表された。今回の改訂は、IA の仕組み自体が大きく変更になったわけではなく、前回のガイドライン改訂以降の仕組みの変化をガイドラインに反映させること、及び詳細部分の追加・修正が施すことなどに主眼が置かれている。16具体的に、以下のような観点からの修正が行われている。

2009年の主たる改訂内容

> 影響分析委員会(Impact Assessment Board: IAB)設置(2006 年)の反映

▶ 「総局間運営グループ (ISG)」設置の義務化

▶ 「プロポーショナリティ原則」の徹底(表現の変更)

▶ 追加事項①: 市場の失敗、規制の失敗

▶ 追加事項②: リスク分析

▶ 追加事項③: ペースライン・シナリオ

▶ 追加事項④: コンサルテーションの手法、実施方法

▶ その他、詳細部分の記述の変更

▶ 可視化(ポンチ絵の挿入) /等

2. RIA における競争評価に関する記載の義務化状況

(競争評価の位置付け)

ECにおける「競争評価」は、IAの主要なコンポーネントである費用便益分析の中にて実施される。

提案がもたらす市場の競争状況への影響は、IA として分析すべき「経済・社会・環境的な影響」の中の「経済的な影響」の一要素として、具体的に「競争(域内競争)への影響」

¹⁶ ECにおける現行のIA制度の概要については、弊社が総務省より受託した以下の調査研究報告書を参照。 「諸外国における RIA の質の向上のための機能に関する調査研究」(平成 19 年 3 月)、「諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究」(平成 20 年 3 月)。 として明記されている。提案がそのような観点での影響をもたらすと想定される場合には、 後述する競争評価のガイドラインに従って詳細にその状況を分析することが求められる。

競争総局(DG Competition)が作成した競争評価のガイドラインには「競争スクリーニング(Competition Screening)」が示されているが、これは、英国の実務及びOECD「競争評価ツールキット」の想定とは異なり、費用便益分析(便益分析)の外付けとして実施されるテストではない。あくまでも費用便益分析(便益分析)の中にて市場競争についての分析を実施する際の視点として機能しているものである。その意味で、英国と異なり、競争評価と費用便益分析(影響分析)とが重複することはない。

(義務化の状況)

提案が域内市場における競争状況に対して影響を及ぼすと考えられる場合には、それを詳細に分析する(=競争評価を実施する)義務がある。その際には、後述するように 3 段階(①影響要素の特定 ⇒ ②主要要素の定性分析 ⇒ ③重要影響の定量分析)にて分析することが求められる。

競争評価ガイドラインに示されている「競争スクリーニング」は、競争状況を評価する際の視点の枠組みを示すものであり、英国のような「テスト」として作成されているものではない。その観点からは、「競争スクリーニング」の使用そのものは義務ではない。しかし、(経済学の視点を用いて)市場における競争状況を分析する際には、ほぼ同様の枠組みから分析することにはなる。

3. ガイドライン、チェックリスト等の記述

(「IA ガイドライン」「競争評価ガイドライン」の双方にて言及)

EC にて実施される競争評価については、IA についてのガイドライン及び競争評価についてのガイドラインの双方にて言及がなされている。

競争評価のガイドライン

対象	名称等	作成者
IA	Impact Assessment Guidelines (January, 2009)	事務
IA	URL: http://ec.europa.eu/governance/impact/docs/key_docs/iag_2009_en.pdf	総局
会员	Better Regulation: A Guide to Competition Screening (2005)	競争
競争評価	URL: http://ec.europa.eu/competition/publications/advocacy/legis_test.pdf	総局

(IA ガイドライン)

EC の事務総局 (Secretary General) が策定する IA ガイドラインの中での競争評価への 言及は、旧版 (2005年)、新版 (2009年) の双方にてなされている。以下、新版に従って その記述内容を整理する。

影響分析(Impact Analysis)の視点

EC における競争評価は、IA の費用便益分析(影響分析)のプロセスとして実施される。 ガイドラインでは、影響分析を実施する際の視点として、以下を掲げている。

影響分析の視点

- ▶ 直接・間接の「経済的・社会的・環境上の影響」の有無の特定
- ▶ 誰がどのように影響を受けるかの特定(EU 域外の主体も含む)
- ⇒ 詳細に分析すべき個別の影響が存在するか否かの特定(基本権、中小企業、消費 者、競争、国際・国・地域)
- ▶ 影響の定性的・定量的分析、金銭価値化 (もしくは定量化がなぜ不可能であるか/影響の大きさと不相応であるかの説明)
- ▶ 政策の選択におけるリスク、不確実性の検討(想定されるコンプライアンス要素を含む)

ガイドラインではこのように視点を示した後に、インパクトとして(ベースラインもしくは政策変更のない状況との比較による)純増・純減を把握すべきである点、及び、定量化の程度が大きいほど分析の説得力が増す点を強調している。

影響分析のステップ

IA ガイドラインでは、影響分析を実施するにあたっては、何れの場合にも以下の3つのステップにて実施することを求めている。

影響分析のステップ

ステップ 1	経済・社会・環境への影響の特定
ステップ 2	より重大な影響に対する定性的な評価の実施
ステップ3	最も重大な影響に対する詳細な定性・定量分析の実施

(資料) European Commission, "Impact Assessment Guidelines," 2009

そして、経済・社会・環境への影響をそれぞれ例示している。172009 年版のガイドラインにおいては、この内容及び表現、例示される順序が2005 年から若干変更されている。競争については、2005 版・2009 年版の双方にて「経済への影響」の中にて2項目が例示されている。しかしその順序が逆になっていると共に表現も若干の変更が加えられている。

経済への影響(競争関連)

影響の対象	主な検討事項
	・ 提案は、EU 域内の商品・サービス・資本・人の自由な移
	動に対してどのような影響(ポジティブ、ネガティブ)
	を与えるか。
EU 域内市場における競争	・ 提案は、消費者の選択肢の減少、競争の減少による価格
	の上昇、新しい供給者やサービス提供者に対する障壁、
	競争を排除するような動きや寡占状態の促進、市場のセ
	グメント化等を発生させるか。
	・ 提案は、EU 域内企業のグローバルな競争力の位置付けに
	どのような影響を及ぼすか。生産へも影響を及ぼすか。
競争力、貿易、投資フロー	・ 提案は、貿易障壁に対してどのような影響を及ぼすか。
	・ EU の境界を超えた投資フローをもたらすか。(経済活動
	の移転を含む。)

(資料) European Commission, "Impact Assessment Guidelines," 2009

個別の影響の視点(域内市場での競争に対する影響)

このようなインパクトの例示の後に、個別の影響の視点が概説されており、「域内市場への競争に対する影響」もその中にて節が設けられている。

この節では具体的に、競争総局の競争評価ガイドラインの内容及び記述を参照して、その概要を要約する形で整理がなされている。また、当該競争評価ガイドラインの紹介及び リンクも脚注にてなされている。

35

¹⁷ これら影響の例示については、2005年版の記述が以下にて和訳されている。財団法人行政管理研究センター「規制の事前評価ハンドブックーより良い規制に向けて一」2008年3月、80~85頁。

域内市場における競争への影響18

提案は、企業が互いに競争する方法に影響を与えるかもしれない。競争で発生しうる負の影響を特定するために、特に提案が以下のことを含むかどうか確定することから始める必要がある。

- (電気・電気通信・郵便・公共交通機関などのように、かつて独占されていたネットワーク型公共事業の)自由化についての規則及び域内市場対応策
- 企業の市場への参入や退出をより困難にまたは容易にする方策、企業の市場への参入 や退出の障壁を高めるあるいは低くする方策
- ◆ 特別の事業権(例えば知的所有権)の導入や特定の活動を競争規則の適用から除外する規則
- 経済・環境上・地方の政策目標を追及する部門の規則
- 経済活動を管理する一般規則(例えば会社法)

もしこれらが含まれるのであれば、提案は以下のような規則を内包しているか否かを評価しなければならない。

- 提案はある市場・部門を競争規則の適用から除外する規則を含み、独占状況を生み出し強めていないか?(防衛分野、農産品など)
- 提案は企業が製品・サービスに価格を設定することを制限していないか?特定の経路・中間業者の割当てを制限あるいは留保し、よって消費者の選択の減少や新規者への障壁を作り出していないか?(広告・マーケティングの制限、価格規制、品質基準など)
- 提案は、企業が価格同意をして、または顧客を市場に割り振ることを容易にして(誘導して)、そのことで最終消費者価格のつり上げや革新的な活動の減少を引き起こしていないか? (農産物についての特定の市場組織など)
- 提案は重要な資源(原料・土地・知的所有権・ノウハウ・加工技術といったもの)へのアクセスを集中市場にて制限する規則を含み、それによって代替製品・サービスの市場参入を排除あるいは遅らせていないか? (新しいメディアや IT 部門、あるいは製薬部門など)
- 提案は事実上、新規参入者の負担によって現在の供給者に有利に働き、したがって自由化の有益な効果を薄めていないか? (例えば、テレコミュニケーション・エネルギー・公共交通機関部門におけるより多彩な選択肢やより競争的な価格といった、これらの恩恵を消費者から奪うことなど)

(資料) European Commission, "Impact Assessment Guidelines," 2009

^{18 【}ガイドライン中の脚注】 競争の影響の考察については、競争総局によって準備され、IAのウェブサイトから入手できる追加的な案内を参照されたい。

⁽http://ec.europa.eu/competition/publications/advocacy)

(競争評価ガイドライン)

競争総局が作成した競争評価ガイドライン「より良い規制:競争スクリーニング・ガイド (Better regulation: A Guide to Competition Screening)」は、事務総局による 2005年版の IA ガイドライン作成時に、そのレファレンスとして作成されたものである。今次の IA ガイドラインの改訂に際して、この競争評価ガイドラインには修正が加えられておらず、現在もこの 2005年版が効力をもつ最新版である。

この競争評価ガイドラインでは、OECD 競争評価ツールキットや英国の競争評価とは異なる「問い」が設定されているものの、しかし同様の考え方による類似の表現により、提案が市場競争に与えるインパクトを把握して評価しようとするものである。そして、供給者側の視点にたっての競争状況の分析である点も、OECD 及び英国と同様である。

具体的には、市場の競争状況を判断するための3問の「問い」が設定されており、うち2問は2つの問いに分けられているため計5問から構成されている。各問いの後には「内容(例)」が示されるとともに、「競争にもたらしうるネガティブなインパクト」「競争制限を削減しうる代替案」についての説明も付されている。それらのうち、本報告書では、問い及び「内容(例)」の部分を掲載している。

競争スクリーニング

A) 競争から特定の市場又は部門を除外する提案

内容(例):

- 1. 農産物の生産と販売を競争規則の適用から除外する規則
- 2. 異なる廃棄物管理の制度間の競争を除くような、(自身の廃棄物を収集し再利用することを企業に義務づける)廃棄物管理の規則
- 3. 認証サービス19に関する競争を除外するような規則
- B) 直接的に企業の営利活動を妨げる提案
- -企業の競争方法、競争相手との差別化の方法の制限

内容(例):

1. 生産物の特性についての法律(例えば、食品の原料、工業技術製品の性能など)

^{19 【}ガイドライン中の脚注】 EUの他の加盟国で発行された保証書を承認するために、一定の品質の認証が加盟国に求められている。(相互承認)

- 2. 最高価格・最低品質基準を決定する規則
- 3. 特定の製品やサービスの広告を禁止・制限する規則
- 4. 特定の製品やサービスの流通の制限や、特定の経路や中間業者への流通の留保を行う規則

-活発な競争に参加する企業のインセンティブを減少させる提案

内容(例):

- 1. 入札プロセスにおける請負団体の行動を決定する公共調達規則(例えば、参加と選考の基準、審査手続き、購買プロセスの形式)
- 2. 企業に市場の状況を話し合うよう勧める農産物の共同市場の組織
- 3. 企業に行動を連携するよう促す規則(例えば、廃棄物管理)

C) 間接的に企業の営利活動を妨げる提案

一参入障壁を高める提案

内容(例):

- 1. 販売方法や検査についての要求を行うような、あるいは、集中市場における新製品や サービスの供給を認可性にするような規則
- 2. 集中市場における重要な資源へのアクセスを制限する規則(例えば、原料、土地、知的所有権、ノウハウ、製法に関する技術)

- (事実上) 新規参入者の負担によって既存の参加者に有利に働く提案

内容(例):

- 1. 事実上既存の参加者のみが達成することのできる、減税やその他の恩恵(例えば、エネルギー分野におけるある環境保護の実施目標の達成)の条件を定める規則
- 2. 特定のサービス(例えば、郵便サービス)を提供するための許可を他のサービス規定 (例えば、ユニバーサル・サービス提供義務)に関連付ける規則
- 3. 現金支払サービスへのアクセスを、銀行や銀行許可証をもつ組織に制限する規則
- 4. 公共部門の情報(教育・社会・観光・特許の情報など)の利用を公共の(国が保有する)事業に制限する規則

(資料) European Commission, "Better Regulation: A Guide to Competition Screening," 2005

4. 競争評価の実施例

以下、現行制度の下で実施された競争評価の事例の概要を紹介する。

現地調査におけるヒアリングによると、競争評価の内容及び表現についても、IA 作成プロセスの中で、時間をかけて検討されていくため、市場における競争状況に正面から悪影響を及ぼすような提議案はそもそもその内容が修正されていることを踏まえると、最終的に公表されている IA においてネガティブな競争評価が実施されるケースは少ないとのことである。(全く同様の指摘は、既述の英国でもなされている。)

(1) 事例 1

<タイトル>

欧州航空システムの業績及び維持可能性を改善するための規制

(Regulation of the European Parliament and the Council amending Regulation (EC) No. 551/2004 and (EC) No. 552/2004 in order to improve the performance and sustainability of the European aviation system)

<URL>

(評価報告書)

http://ec.europa.eu/governance/impact/docs/ia_2008/sec_2008_2093_en.pdf (IAB の勧告)

http://ec.europa.eu/governance/impact/docs/ia_2008/sec_2008_2095_fr.pdf

く実施総局>

運輸・エネルギー総局(DG TREN)

<時期>

2008年6月

<概要>

航空管制業務は、空港とともに航空輸送のインフラとして機能している。一般的に、EU の航空管制業務は現在のニーズに対しては良好に機能しているが、2020 年までに 2 倍、地域によっては 3 倍になると言われている輸送量の増加を考慮すると限界に近い状況で運営されており、多くの改善余地がある。特に、安全性、キャパシティー/遅延、費用効率性、

航空効率性の4つの点が重要であると認識されている。

問題の原因としては、以下の点が挙げられている。

- ・ 航空管理業務は国ごとに構築・運営されているため、法制度、組織、技術的な分断があり、ヨーロッパ全体としてのネットワーク性に欠ける。
- ・ 自然独占に対する監視が不十分である。
- ・ 航空宇宙の利用管理は、軍事や防衛の問題と関連しており、政府間合意による柔軟な利用がされにくい。

その結果として、年間30億ユーロの追加的費用が発生していると推計されている。

この問題に対応し、リスボン目標20を達成することを目的として、単一航空法制(Single Sky legislation)を改正し、航空業界や他の利用者に対して効果的なインフラとなるよう航空管制業務を改善することが検討されている。

<競争評価>

代替案の検討が、以下の 4 つの側面から分析されている。市場における競争状況については、第3の柱にて、代替案がもたらす経済・社会・環境への影響が分析されている。

第1の柱: 業績水準の達成

▶ 第2の柱: ネットワークの強化

▶ 第3の柱: 市場競争

▶ 第4の柱: サービス提供範囲・単位

(第3の柱)

◆ 代替案 1: 現行法の継続

影響	説明
	・ 航空管制業務の提供事業者は、引き続き指名(designate)されること
	となるため、「競争」からは隔離(shelter)される一方で、引き続き
	「規制」の対象となる。これにより、計画的に業績指標を導入し、業
	績を改善することが可能となる。業績指標が設定されなければ改善速
経済的影響	度が遅くなるため、規制者が適切な業績指標及び水準を設定すること
	が課題である。
	・ 垂直統合されていたサービスが分割され、国境に関わりなく統合され
	るということが起きなければ、航空サービスは引き続き国家単位で運
	営されることになる。規模の経済が小さく、市場インセンティブが少

²⁰ 2010 年までにヨーロッパを「より良い雇用をより多く創出し、社会的連帯を促進しながら持続可能な 経済成長を達成できる、世界で最もダイナミックで競争力のある知識社会」にするという目標。

影響	説明
	なければ、改革のスピードは遅くなり、利用者が支払わなければなら
	ない費用が高くなる可能性がある。
	・ 垂直統合が維持されることとなり、隔離された産業における現行の雇
	用は「市場競争」から保護される。しかしこれでは、労働市場におけ
社会的影響	る人的資源の適正な配分がなされないこととなる。構造改革にとりく
	むインセンティブが極めて弱い。航空管理業務における改革が遅れれ
	ば、航空業界というより大きな単位における雇用創造の妨げになる。

⁽注)代替案1では、競争が関わる環境影響については記述がない。

◆ 代替案 2: サービス分割 (unbundling) に向けた市場措置

影響	説明
経済的影響	 サービス分割(unbundling)は、「市場競争」の促進につながる。特に、各サービスが全体の費用に対して異なるウエイトを持っていた場合に、分割によって競争が強化される。 加えて、競争が促進されることにより、健全な統合や業界を超えた協力機会の創出、新規技術の導入が促進される。 サービス分割の評価は、個別サービスの問題が全体に影響を及ぼすようなネットワーク化された業界における事業リスクの評価によって行われる。これには各サービスタイプの主要な特徴に関する評価が必要である。
社会的影響	 「競争」によりサービス提供の整理が急速に進むこととなり、チェンジ・マネジメント(変革の管理)も必須となる。成長する航空産業において、構造改革(リストラ)も進展することとなる。社会的に受容可能な解決及び適切な再就職の機会創設に向けて、対話の構造が確保される必要がある。 新規の仕事には、他の加盟国でのサービス導入のために、地理的な移動が必要になる可能性がある。影響はサービスによって異なる。 こういった状況から、サービス分割は社会的な抵抗にあう可能性もある。
環境影響	・ 「競争」が進展することは、事業者が革新的な技術を駆使して市場の 獲得を図ろうとするインセンティブを高める。このことにより、より 正確なサーベイランスとナビゲーションの技術が市場に提供されるこ ととなり、環境面でのパフォーマンスも向上する。

<IAB の勧告>

IAB は、運輸・エネルギー総局が実施した IA の草案に対して、以下のような勧告を行っている。公表されている(すなわち上記で分析している)IA は、この勧告を踏まえて修正された最終版である。

(改善に向けた主要な勧告)・・・2008年3月

(全般的な勧告)

IA 報告書は、ユーロ・コントロールの問題、及び「サービス分割(unbundle)」に向けて「競争」が欠如している問題を、より明確(further clarify)にすべきである。それぞれの代替案は、ベースライン・シナリオとの比較で分析される必要がある。分析においては、「補完性原則」「相応性原則」が一層明確に徹底される必要がある。

(1) 問題の所在をより明確にするとともに、それらの政策目標及び代替案との関連性をより明確にすることが求められる。

(2) 事例 2

〈タイトル〉

エネルギー消費量の表示(ラベリング、標準的な商品情報提供)についての規制

(Directive of the European Parliament and of the Council on the indication by labeling and standard product information of the consumption of energy and other resources by energy-related products)

<URL>

http://ec.europa.eu/governance/impact/docs/ia_2008/sec_2008_2862_en.pdf

く実施総局>

運輸・エネルギー総局(DG TREN)

く時期>

2008年11月

く概要>

1992 年に制定された家電に関するエネルギー・ラベル指令 (Energy Labeling Directive for household。以下、エネルギー・ラベル指令)は、エネルギー消費水準を示すラベルを家電の販売時点において表示するように定めている。エネルギー・ラベル指令は、消費者が家電製品を比較する際に有効な情報を提供し、よりエネルギー効率的な家電製品の普及に一定の効果を上げてきた。これは、二酸化炭素消費量に換算して年間 14 メガトンの排出削減に相当する。

一方、現状では対象製品が限られているため、気候変動への影響の軽減や、EU 全体で 2020 年までにエネルギー効率を 20%向上させるという目標への貢献が限定的になっている。エネルギー・ラベル指令は、エコデザイン指令(Ecodesign Directive)とあわせて、対象を全てのエネルギー消費を伴う製品に拡大することによって、更なるエネルギー節減と環境インパクトの低減に貢献することが指摘されている。

今般、事務作業費用(administrative burden)を上昇させずに効果の最大化を図る方策が検討されることとなった。具体的には、以下の政策オプションが検討されている。

代替案 1a: 現状維持

代替案 1b:現状維持+現行規定の完全実施

代替案 2:規制以外の対応

代替案 3: エネルギー・ラベル指令の改定(現行規定の完全実施+対象製品の拡大)

代替案 4: エネルギー・ラベル指令の撤廃(エコデザイン指令にて現行のエネルギー・ラベル指令内容の完全実施+対象製品の拡大)

<競争評価>

競争状況への影響が想定される場合には、その内容について定性評価の中で記述している。

代替案 1s: 現状維持

エネルギー・ラベルは関連産業におけるイノベーションを促進する効果がある。世界レベルで気候変動への対応が進められる中、欧州市場において最もエネルギー効率的な家電を投入した企業は、他の市場においても高い競争力を持つことができる。また、製品を差別化し、販売促進を行うことは、研究開発投資の回収にもつながる。

代替案 1b: 現状維持+現行規定の完全実施

最低要求水準を、現状で利用可能な最高水準の技術(at the level of best available technology)にて設定することは望ましくない。競争や差別化には一定程度の多様性が認められるべきであり、そのような多様性がひいては、商品についての信頼に足る情報を、「ラベル」を通じて消費者に提供できるようにするからである。

代替案 2: 規制以外の対応

業界による自主的なラベル設定は、エネルギー・ラベル指令の補完として機能する可能性がある。しかし、自主規制が業界のあらゆる分野をカバーすることはまれであり、規制対象外の「ただ乗り」事業者が生じることによって、自主規制を遵守する事業者の競争力に影響を及ぼしかねない。

利害関係者のコンサルテーションにおいても、産業界は、公平な競争の土壌を作るためには義務的なラベルを用いることが望ましいという考えを明確にしている。

代替案 3: エネルギー・ラベル指令の改定代替案 4: エネルギー・ラベル指令の撤廃

5. RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況

(1) IAB による RIA の事前評価

IA の事前評価としては、2 年前に新設された IAB による事前審査(改善勧告、再提出要請)が該当する。IAB は、2006年の改革にて、EC にて実施された IA の質の向上を目的として委員会内に設置された組織である。この委員会は、各総局にて作成された IA の草案が総局間コンサルテーションに付される前に、「評価の質」の観点から個別に審査を実施して、改善勧告を各総局に行うことで評価の質を確保しようとするものである。21

具体的な改善勧告の内容は、上記の事例にて例示しているとおりである。

(2) メタ評価

ECにて実施される IA のメタ評価としては、2007 年 4 月に公表された「EC の IA システムの評価(Evaluation of the Commission's Impact Assessment System)」がそれに該当する。これは単発の事後評価としてメタ評価が実施されたものであり、英国の民間企業に外部委託されて実施されている。

この中で競争評価に関する個別の言及はなされていないが、各総局が IA にて経済的なインパクトを分析する際に適切な(十分な)ツールが用意されているか否かの観点からの評価対象の中に、競争評価ガイドライン(競争総局作成)もツールの一つとして含まれている。この点に関して、全般的には否定的ではない評価が示されている。

²¹ EC における IAB の概要については、弊社が総務省より受託した以下の調査研究報告書を参照。「諸外国における RIA の質の向上のための機能に関する調査研究」(平成 19 年 3 月)。

6. 実施体制

EC において、IA の制度を所掌しているのは、「事務総局」である。そして、競争評価に関しては、「競争総局」が IA における競争評価ガイドラインの策定を行う形で関与している。(EC の機構図は下記を参照。)

一般的に、ECにおいては、IAの作成は、対象提案の提出総局(DG)の担当者(政策担当者、エコノミスト)が行うが、各 IAについてその準備段階から総局横断的な運営協議会である「総局間運営グループ(Inter-Service Steering Group: ISG)」が設置されて、その場にてさまざまな検討がなされて、コメントが寄せられる。この協議会は、かつて(2005年)は分野横断的な提案を行う際にのみ、その IAを検討するための設置が義務化されており、それ以外の場合の設置は任意であった。しかし新制度(2009年)の下では、全ての IAに対して設置することが求められるようになった。

7. 取組み動向に対する分析

EC における競争評価は、OECD「競争評価ツールキット」や英国の取組みとは異なり、 費用便益分析(便益分析)の中でその一環として実施されるものであることが特徴である。 この方法の下では、英国の仕組みにて懸念されるような重複は生じないものの、逆に競争 評価の視点が分析から欠落してしまう懸念は残されている。但し、IAB の事前審査により そのような欠落も指摘され最終的には修正されうる仕組みとなっており、これが機能する 限りは評価の質の問題は発生しにくいと考えられる。

EC の機構図

+ European Commission

- ++ COLLÈGE: Cabinets
- ++ SG: Secretariat-General

事務総局

- ++ SJ: Legal Service
- ++ COMM: Directorate-General for Communication
- ++ BEPA: Bureau of European Policy Advisers
- ++ ECFIN: Economic and Financial Affairs
- ++ ENTR: Enterprise and Industry
- ++ COMP: Competition
- 競争総局
- ++ EMPL: Employment, Social Affairs and Equal Opportunities
- ++ AGRI: Agriculture and Rural Development
- ++ TREN: Energy and Transport
- ++ ENV: Environment
- ++ RTD: Research
- ++ JRC: Joint Research Centre
- ++ INFSO: Information Society and Media
- ++ MARE: Maritime Affairs and Fisheries
- ++ MARKT: Internal Market and services
- ++ REGIO: Regional Policy
- ++ TAXUD: Taxation and Customs Union
- ++ EAC: Education and Culture
- ++ SANCO: Health and Consumers
- ++ JLS: Justice, Freedom and Security
- ++ RELEX: External Relations
- ++ TRADE: Trade
- ++ DEV: Directorate-General Development and Relations with African, Caribbean and

Pacific States

- ++ ELARG: Enlargement
- ++ AIDCO: Europe Aid Cooperation Office
- ++ ECHO: Humanitarian Aid
- ++ ESTAT: Eurostat
- ++ ADMIN: Personnel and Administration
- ++ DIGIT: Directorate General Informatics
- ++ BUDG: Budget
- ++ IAS: Internal audit service
- ++ OLAF: European Anti-Fraud Office
- ++ SCIC: Directorate General for Interpretation
- ++ DGT: Directorate-General for Translation
- ++ OPOCE: Publications Office
- ++ OIB: Office for infrastructures and logistics Brussels
- ++ PMO: Office for administration and payment of individual entitlements
- ++ OIL: Office for infrastructures and logistics Luxembourg
- ++ EPSO: European Personnel Selection Office
- ++ RELEX DEL: External delegations, representations and offices
- ++ CDP-OSP: Staff committee representative trade unions and staff associations
- ++ IEEA: Agence exécutive pour l'énergie intelligente
- ++ EACEA: Education, Audiovisual and Culture Executive Agency

(資料) EC

第4章 豪州

1. RIA の実施動向の概要

豪州における RIA(同国では規制影響報告書(Regulatory Impact Statement: RIS)という名称が用いられている)の制度は、1990 年代半ばに国家競争力改革政策の一環として実施された大規模な見直しに端を発している。その後、97 年に RIS の制度として確立されている。

その後、2006~07 年に RIS 制度の大規模な改革が実施されており、現在は、規制によって産業界に発生しうる「規制遵守費用」を重視した評価制度となっている。豪州では、全ての規制(法律、下位法令、国際条約、業界行動指針、政府業界間協定)が RIS の対象となっており、多段階の枠組みによる RIS が実施されている。また連邦政府と州政府の間の取極めなどもその対象となっている。²² RIS 制度は現在、財務・規制緩和省(Department of Finance and Deregulation)にある規制ベストプラクティス室(Office of Best Practice Regulation: OBPR)が所掌している。

2. RIA における競争評価に関する記載の義務化状況

(競争評価の位置付け)

現行の豪州における RIS 制度の下で、競争評価は、既述の英国のような RIA の中での外付けのリストとしてではなく、詳細な RIS を実施する必要があるか否かの事前段階の評価(Preliminary Assessment)として競争評価チェックリストも実施される。その結果、競争に対する大きな影響がある場合には、詳細な RIS の中で詳細な分析が実施されることとなる。

- ▶ 事前段階の評価(Preliminary Assessment): 事前に規制案がもたらす影響の程度を事前に予想して、RISの実施が要請されるか否かを、規制案を策定する政府機関自らが実施する。
 - 競争評価については、「競争評価チェックリスト」(後述)の 3 項目が若 干簡潔化された形で「様式化」されている。

22 豪州における現行の RIS 制度の概要については、弊社が総務省より受託した以下の調査研究報告書を参照。「諸外国における RIA の質の向上のための機能に関する調査研究」(平成 19 年 3 月)、「諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究」(平成 20 年 3 月)。また、多段階の政府間の取極めなどは、豪州政府間協議会(Council of Australian Governments: COAG)による RIS ガイドラインに従って RIS が実施されるが、競争評価の部分を含めてその内容は、連邦政府の規制に対するものと同様である。

- ➤ ビジネスコスト計算(Business Cost Calculator): 中程度の規制遵守費用が発生するが全体としての影響は軽微な場合に実施する。
- > RIS: 重大な影響を及ぼす際に実施。費用便益分析を行う。
 - 競争評価については、「競争評価チェックリスト」(後述)の 3 項目を適用して分析を行うこととなっている。

(義務化の状況)

「競争評価チェックリスト」を用いた事前段階の評価は、全ての規制案に対して実施することが求められており、その実施は義務となっている。その結果として、競争状況への影響がある場合には、再度「競争評価チェックリスト」を用いた詳細な分析の記述が RIS の中にて求められる。

3. ガイドライン、チェックリスト等の記述

英国や EC とは異なり、独立した競争評価のガイドラインは存在しておらず、RIS のガイドラインの中にて競争評価についての言及がなされている。

対象	名称等	作成者
	Best Practice Regulation Handbook (2007)	
RIS	URL:	OBPR
	http://www.finance.gov.au/obpr/proposal/ria-guidance.html	

(「競争評価チェックリスト」)

豪州における「競争評価チェックリスト(Competition Assessment Checklist)」は、OECD 競争評価ツールキットとほぼ同じ内容・表現のものである。3 つの質問事項及びその例示の双方について、そのような類似がみられる。豪州における RIS の改訂時期と、OECD におけるツールキット開発のタイミングがほぼ同様であること、OECD における討議には豪州政府からの出席者が積極的に参画していたことなどを踏まえると、このような高い類似性の背景も理解しうる。

競争評価チェックリストの問い

- ▶ 供給者の数又は範囲に対する制限
- ▶ 供給者の競争能力に対する制限
- ▶ 供給者の活発な競争に対するインセンティブの減少

競争評価チェックリスト

競争評価チェックリスト

規制影響評価の一環として、提案が競争を制限するかどうか考察するための実用的アプローチとして、以下の一連の質問(競争評価チェックリスト)を行う。

● 規制案は供給者の数又は範囲に影響するか?

例えば、

- ある供給者に商品又はサービスを提供する排他的権利を付与する
- 一事業活動の要件として許可、認可又は承認手続を導入する
- --部の類型の企業の公共調達に参加する能力に影響する
- 一ある供給者の参入又は退出費用を著しく変える
- 一企業の商品若しくはサービス供給、資本投資又は労働供給能力に対して地理的な障壁を 形成する

● 規制案は供給者の競争能力を変えるか?

例えば、

- 一商品又はサービスの価格を統制し、又はこれに著しい影響を与える
- 一供給者の商品の広告又は営業活動の能力に変化を及ぼす
- 一現在の慣行とは著しく異なる、製品・サービスの質の基準を設ける
- --部の供給者の費用を他の供給者の費用と比べて著しく変える

● 規制案は供給者の活発な競争に対するインセンティブを変えるか?

- 一自主規制や共同規制制度を導入する
- 一供給者間の顧客の流動性に影響する
- 一供給者の生産・価格、販売又は費用に関する情報の公表を義務付け、又は促進する
- 一特定の供給者を競争法の適用から除外する

これらの質問に対する答えに一つでも「はい」があれば、規制影響報告書はこれらの問題を明確に述べ、規制の目的が競争を制限しない方法によって達成されるかどうか検討する必要がある。

(資料) OBPR, "Best Practice Regulation Handbook," 2007

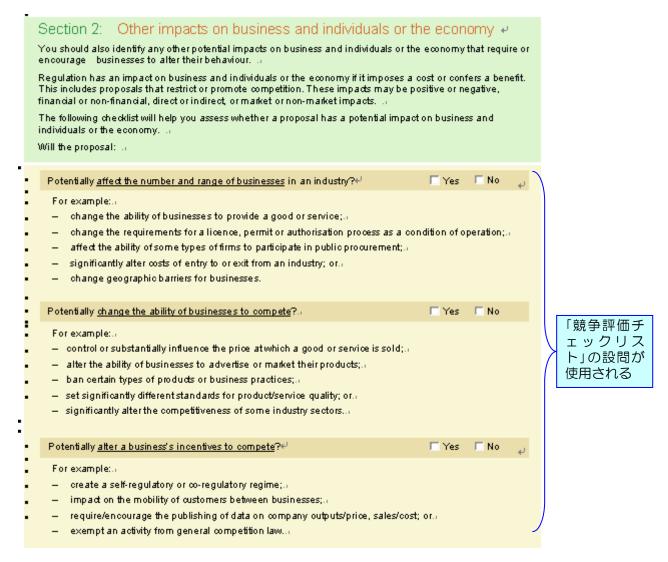
(事前段階の評価 (Preliminary Assessment))

事前段階の評価は、4 つのセクションより構成されており、評価フォーマットが様式化されている。

競争評価は、このうちの「セクション 2」の中に含まれている。競争評価チェックリストの 3 設問が、若干簡略化されてここに示されており、規制案を作成する政府機関が、各設問の答えとして該当するボックス(はい/いいえ)にチェックすることとなる。

- ▶ セクション 1: 企業の規制遵守費用 (Business compliance costs)
- ▶ **セクション 2:** 企業・個人もしくは経済に対する他のインパクト (Other Impacts on business and individuals or the economy)
- ▶ **セクション 3:** 低いインパクトもしくはインパクトなしと結論付ける根拠 (Rationale for your assessment of low or no impact)
- ▶ セクション 4: 次のステップ (Next steps)

事前段階の評価(Preliminary Assessment)の様式(競争評価部分)



(資料) OBPR, "Best Practice Regulation, Preliminary Assessment"

4. 競争評価の実施例

以下、現行制度の下で実施された競争評価の事例の概要を紹介する。

なお、以下の事例は、オーストラリア建築技術評議会(Australian Building Codes Board: ABCB)による RIS であり、豪州政府間協議会(Council of Australian Governments: COAG)による RIS ガイドラインに基づいている。多段階の政府間の取極めなどは COAG の RIS ガイドラインに従って RIS が実施されることになっており、そのプロセスは他の連邦政府機関による RIS と同様であるとともに、競争評価チェックリストの質問項目も同じである。

〈タイトル〉

森林火災危険地帯における建築に関する建築基準の改定

(Final Regulatory Impact Statement For Decision (RIS 2009-02)

Proposal to Revise the Building Code of Australia Requirements for Construction in Bushfire Prone Areas)

<URL>

http://www.abcb.gov.au/index.cfm?objectID=D52E9452-C106-4619-2A4EB522B8FE31D1

く実施機関>

オーストラリア建築技術評議会

<時期>

2009年2月

く概要>

森林火災のリスクに関する知識が向上し、効果的な防御手段も変化している。一方、森林火災の危険地帯にある建築物の所有者が、自主的に十分な防火対策や退避手段を講じない場合がある。このため、森林火災危険地帯における新規住宅建築物の防火性能を高めることを目的として、既存の建築基準を改定する。

く競争評価>

競争環境への影響は、ガイドラインに基づく 3 つの質問項目に沿って定性的に記述されている。また、最後に競争評価の結論を述べている。

○ 規制案は供給者の数又は範囲に影響するか?

改正案が競争に影響する又は競争を制限する可能性は低い。改正案が産業界にもたらす規制遵守費用の増加は最低限のものである。このことから、規制案は市場への参入障壁となったり、設計・建築業界の事業者数や範囲を減少させたりするものではない。

改正案の下では、ELC 住宅²³の建設には相対的に高い費用がかかると想定される。しかし、設計・建築業者が選択できるデザインには幅があり、必ずしも単一のデザインを選択しなければならないわけではないことから、事業者の数又は範囲に与える影響は限定的であると考えられる。また、基準住宅及び大規模二階建て住宅の建築にかかる費用は改正案によって低下するため、ELC 住宅よりもこれらの住宅の需要が増加すると考えられる。このことにより、ELC 住宅の価格が相対的に高くなっても、事業者に負の影響がもたらされる可能性は低くなる。

○ 規制案は供給者の競争能力を変えるか?

想定される森林火災の程度によって異なる水準の規制が課されるため、建築業者は特定の製品や建材を使用することができなくなる可能性がある。しかし、改正案は、規制 準拠となる製品に幅を持たせて指定しているため、事業者の競争能力を制限・低下させ たり、規制遵守よって事業能力を低下させる可能性は小さい。

○ 規制案は供給者の活発な競争に対するインセンティブを変えるか?

改正案は、建材供給業者や建設事業者の活発な競争に対するインセンティブを変えない。基準改正により森林火災危険地帯における建築費用は既存規制に基づく場合よりも低くなる可能性が高いため、建築事業を増加させる効果が期待される。これにより、参入業者が増えて競争が促進されると考えられる。

○ 結論

建築基準は性能基準の規制であり、改正案においても、追加的なみなし条項を提供し、 規制遵守方法に柔軟性を持たせることによって全体としての競争が改善される。また、 建築基準の見直しは、規制遵守プロセスの適時更新につながる。

(資料) ABCB, "Final Regulatory Impact Statement For Decision (RIS 2009-02): Proposal to Revise the Building Code of Australia Requirements for Construction in Bushfire Prone Areas"

²³ Elevated lightweight construction の略。工法の一種。

5. RIA の事前評価、メタ評価などにおける競争評価についての指摘状況

OBPR は 2007 年に生産性委員会から財務・規制緩和省へと所属が変更されているが、 生産性委員会時代には年次のレビュー報告書「規制とその見直し」が作成されており、これが RIS に対するメタ評価の役割を果たしていた。

その最後の報告書が 2006-07 年のものであり、ここでは、「競争制限的とされた 9 つの 規制案について RIS が作成され、そのうちの 1 本が不適切であった」旨の言及がなされて いる。(それ以上の詳細については言及されていない。)

206-07年においては、高度に重要な提案のうちの2本が競争制限的と判断された。また 重要性の低い提案の中では、7本が競争制限的であるとされた。規制影響分析(RIS)がそれら9本の全てに対して実施された。高度に重要な提案に対して作成されたRISのうち、1 本は適切な評価とみなされたが、もう一本は不適切とされた。他方、重要性の低い提案に 対するRISは全て適切であるとみなされた。

(資料) OBPR, "Regulation and its Review 2006-2007"

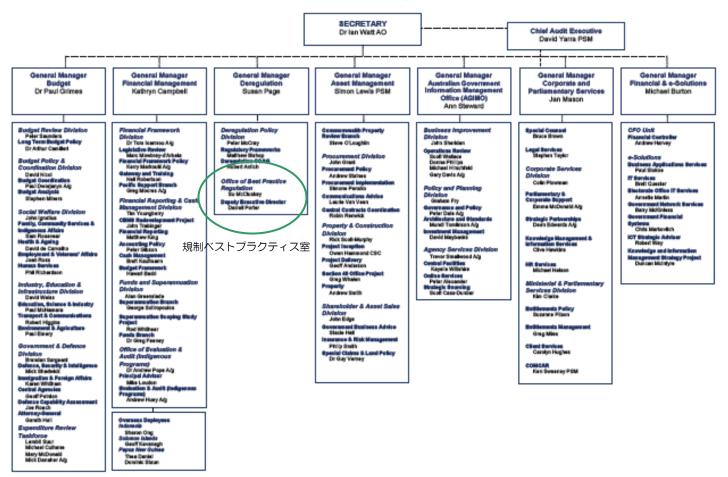
6. 実施体制

既述のように豪州連邦政府の財務・規制緩和省(Department of Finance and Deregulation)にある規制ベストプラクティス室(OBPR)が、「競争評価」部分を含めた RIS の制度全般を所掌している。なお OBPR は、2007 年当時は、政府生産生委員会に所属していた。(財務・規制緩和省の機構は下記を参照。)

7. 取組みの特質に対する分析

豪州の場合には、詳細な RIS を実施する必要があるか否かの事前評価の一部として競争評価がまず実施されることが特徴である。「2 段階アプローチ」を採用しつつ、RIS 本体の中では詳細な分析のみが実施される仕組みである。英国にて指摘した重複性や、根拠が曖昧なまま回答できてしまう点などについては、豪州においても同様の懸念が存在しており、評価の質の観点からは課題である。

財務・規制緩和省の機構図



Department of Finance and Deregulation - April 2009

(資料) 財務・規制緩和省

第5章 総括

1. OECD 及び諸外国における取組みの総括

対象国における競争評価への取り組み状況を、以下の観点から整理している。全体的には英国と豪州の取組みに類似性が見られ、またこれらの国に関しては、それぞれが OECD ツールキットにて想定されている競争評価 (RIA の枠組みでの多段階の評価実施) と似た仕組みとなっている部分が多い。

取組み状況の総括の観点

- ▶ ①現行制度(競争評価)の実施年度
- > ②競争評価の方式
- ▶ ③RIA プロセス内での競争評価の位置付け
- ▶ ④関連するガイドライン
- > ⑤義務化の範囲
- ▶ ⑥競争政策部門の参画状況
- ➤ ⑦所掌部局(RIA 及び競争評価)
- ➤ ®RIA 事前評価、メタ評価の実施状況
- ▶ ⑨競争評価の設問 (・・・OECD「競争評価ツールキット」との類似性)

対象国における「競争評価」取組み動向の総括(比較)

	」	
OECD	英国	
・ ①現行制度(競争評価): 2007 年~・ ②簡易チェックリスト⇒詳細分析・ ③簡易チェックリストは、RIA の中で独立しての実施を想定	 ①現行制度(競争評価): 2007年~ ②簡易チェックリスト⇒詳細分析 ③簡易チェックリストは、RIAの中で独立して実施 ④RIAガイドライン+競争評価ガイドライン 	
⑥競争政策部門の参画を想定⑦RIA:行政管理・地域開発局規制改革部、 競争評価:経済総局競争部	 ・⑤「簡易チェックリスト+説明」「影響ある時の詳細分析」が義務 ・⑥競争政策部門が参画 ・⑦RIA:BRE(規制改善局)、競争評価:OFT(公正取引局) ・⑧全件を対象とした事前評価・メタ評価はなし 	
⑨「競争評価」の設問■ 供給者の数又は範囲に対する制限■ 供給者の競争能力に対する制限■ 供給者の活発な競争に対するインセンティブの減少	 ⑨「競争評価」の設問・・OECD とほぼ同一 ■ 供給者の数又は範囲に対する直接的な制限 ■ 供給者の数又は範囲に対する間接的な制限 ■ 供給者の競争能力に対する制限 ■ 供給者の活発な競争に対するインセンティブの減少 	
	1 = = "712	
EC	豪州	
 ①現行制度(競争評価): 2005年(一部 2009年)~ ②簡易チェックリスト型では<u>ない</u> ③競争状況にインパクトある場合には、RIAの中に織り込まれる ④RIAガイドライン+競争評価ガイドライ 		
 ・ ①現行制度(競争評価): 2005年(一部 2009年)~ ・ ②簡易チェックリスト型では<u>ない</u> ・ ③競争状況にインパクトある場合には、RIAの中に織り込まれる ・ ④RIAガイドライン+競争評価ガイドライン ・ ⑤「影響ある時の(詳細)分析」が義務 	 ・ ①現行制度(競争評価): 2007年~ ・ ②簡易チェックリスト⇒詳細分析 ・ ③簡易チェックリストは、RIA の中に組み込まれて実施(事前評価として実施) ・ ④RIA ガイドラインのみ ・ ⑤「簡易チェックリスト」+「影響ある時の詳細分析」が義務 	
 ①現行制度(競争評価): 2005年(一部 2009年)~ ②簡易チェックリスト型ではない ③競争状況にインパクトある場合には、RIAの中に織り込まれる ④RIAガイドライン+競争評価ガイドライン 	 豪州 ①現行制度(競争評価): 2007年~ ②簡易チェックリスト⇒詳細分析 ③簡易チェックリストは、RIA の中に組み込まれて実施(事前評価として実施) ④RIA ガイドラインのみ ⑤「簡易チェックリスト」+「影響ある時 	
 ・ ①現行制度(競争評価): 2005年(一部 2009年)~ ・ ②簡易チェックリスト型では<u>ない</u> ・ ③競争状況にインパクトある場合には、RIAの中に織り込まれる ・ ④RIAガイドライン+競争評価ガイドライン ・ ⑤「影響ある時の(詳細)分析」が義務 ・ ⑥競争政策部門が参画 	 ・ ①現行制度(競争評価): 2007年~ ・ ②簡易チェックリスト⇒詳細分析 ・ ③簡易チェックリストは、RIAの中に組み込まれて実施(事前評価として実施) ・ ④RIA ガイドラインのみ ・ ⑤「簡易チェックリスト」+「影響ある時の詳細分析」が義務 ・ ⑥競争政策部門も間接的に参加と推定 ・ ⑦RIA: OBPR(規制ベストプラクティス 	

(資料) 諸資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが作成

2. 日本への示唆

以上、OECD 競争評価ツールキット及び、英国、EC、豪州の競争評価への取り組み動向 を踏まえると、我が国における今後の取り組みについて、以下のような示唆が抽出できる。

- OECD「競争評価ツールキット」はその加盟国に広く受け入れられており、また類似の 仕組みを導入している加盟国も複数ある状況にあることから、評価手法として確立しつ つある仕組みと考えられる。この手法を参考にして、我が国の規制の事前評価制度の中 に競争評価を組込むことも有益と考える。24その第一段階として、まず現在の取組み状 況を把握するために、客観性担保評価の審査に競争評価関係の項目を追加することなど が考えられる。そして「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」が改正される際 には、競争評価についての具体的な対応策が反映されることが望ましい。
- OECD「競争評価ツールキット」及び英国・豪州の実務に見られる「簡易チェック⇒詳細分析」の二段階性は、評価の効率的実施及び評価の質の確保という利点があり、我が国への導入は有益と考える。たとえば、我が国版「競争評価チェックリスト」の素案を評価局が作成して、複数省庁の協力を得つつ具体的な試行を行うことなどが考えられる。
 - ➤ 我が国版のチェックリストを検討する際には、OECD ツールキットの「設問」における「例示」のレベルをチェックリスト化することで、各府省がより具体的なイメージをもちつつ評価できるようにするなどの工夫が必要。このような工夫はまた、チェックリストの問いに根拠なく回答することの防止にもつながる。
- また競争政策部門も参画して、競争評価に関する「ガイドライン」が策定されることは有益と考える。その際、規制の事前評価制度及びその手法である RIA を所掌する総務省行政評価局との共同作業により、RIA の中でどのように競争評価を実施することが望まれるのかを実務的に解説することが望ましい。特に、詳細な競争評価を実施する場合に求められる分析の水準については、具体的に示すことが求められる。また省庁エコノミストが存在しない我が国の状況を鑑み、「例示」の多用による理解促進、「評価様式」の整備による実務負担の軽減、などが重要となる。
 - 将来的な課題として、我が国における省庁エコノミストの養成、充実について留意することが必要。

59

²⁴ 第1章にて言及したように、OECD 非加盟国の間でも活用され始めている。

- 上記とは別の取組みとして、「評価の質」の確保の仕組みを構築しておくことも重要と 考える。この仕組みは、以下の2つの観点を踏まえることが重要である。
 - ▶ 各府省が競争評価を実施する際の支援を強化
 - その準備として、諸外国における競争評価の事例分析を蓄積することにより、「評価の質」の「相場感」を醸成すること
 - ▶ 各府省が実施した競争評価の第三者による評価
 - その準備として、我が国における競争評価の専門家(学識者)リストを 作成すると共に、各々の研究業績を分析して整理しておくこと

く参 考 資 料>

◆ OECD 競争評価ツールキット